

## 第3回 まちづくり常任委員会会議録

令和6年2月28日(水)  
委員会 議 室

### ○会議日程

- 1 開会宣告（10時28分）
  
- 2 調査事項
  - (1) 総務企画課所管
    - ①令和6年度 幌延町各会計予算（案）の概要について
  - (2) 住民生活課所管
    - ①幌延町地域公共交通計画策定に係る進捗状況について
  - (3) 保健福祉課所管
    - ①第9期幌延町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画及び介護予防奨励事業について
    - ②幌延町障がい者総合支援計画について
  - (4) 総務企画課所管
    - ②幌延町民営賃貸住宅建設促進助成制度及び幌延町定住促進持家住宅建設等奨励制度について
    - ③幌延町交流拠点基本構想に係る策定期間の変更について
  - (5) 産業建設課所管
    - ①幌延町営住宅条例の一部改正について
  - (6) 農業委員会所管
    - ①幌延町地図情報更新事業について
  - (7) 教育委員会所管
    - ①幌延町小中一貫教育校基本構想等について
  - (8) 国保診療所所管
    - ①医療技術職員住宅整備事業について
    - ②スプリンクラー整備事業について
    - ③診療情報システム整備事業について
  
- 3 その他
  
- 4 閉会宣告（16時37分）

○出席委員（8名）

委員	長	高橋秀之
副委員	長	高橋秀明
委員	員	佐藤忠志
委員	員	深澤博幸
委員	員	植村敦隆
委員	員	無量谷弘孝
委員	員	齋賀裕之
委員	員	西澤

○出席説明員

町長	野々村仁
副町長	岩川実樹
教育長	青木順一
企画課長	早坂敦
企画課参事	山村基紀
民生課長	村上貴司
福祉課長	島田幸隆
建設課長	角山一勝
診療所事務次長	古草男
教育課長	伊藤智
企画課長	佐渡邊
企画課長	佐梶淳
民生課長	佐山昭
建設課長	佐野貞治
診療所事務次長	若本聡
福祉課社会福祉係長	斉藤徹
福祉課包括支援係長	清水和也
建設課公園住宅係長	多田純司
企画課企画振興係主事	石川天音
福祉課社会福祉係主事	柏谷晃太郎

○議会事務局出席者

事務局長	岡田英樹
次長	藤田秀紀
主任	横山薫

高橋秀之委員長

本日の出席委員は8名です。

定足数に達しておりますので、ただいまより第3回まちづくり常任委員会を開会します。初めに、町長より御挨拶をお願いいたします。

野々村町長

おはようございます。

第3回まちづくり常任委員会に御参会をいただきまして、ありがとうございます。

まず初めに、この度の能登半島地震により、石川県を中心とした多くの方々が被災をされ、多くの尊い命が犠牲になりました。お亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

本町では、被災された方々を支援するため、日本赤十字社石川県支部を通じ、石川県内の市町村に向けて、義援金100万円を2月15日に送金いたしました。また、町民一体となって応援することを目的に2月13日から2月29日まで、町内の各事業所の皆さんに御協力をいただき、募金活動を実施しています。期間終了後に募金箱を回収し、皆さんからお預かりした善意を被災された方々に向け、義援金同様に日本赤十字社石川県支部に送金することを予定しております。なお、今回の募金活動に御協力いただいた町民や事業所向けに告知端末を利用して、後日、お礼の放送を予定しております。

また、本日は3月定例会に向けての審議事項12件という膨大な案件ではありますが、忌憚のない御意見等頂きながら、説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

高橋秀之委員長

はい、ありがとうございました。

それでは調査事項に入ります。

調査事項(1)総務企画課所管 令和6年度幌延町各会計予算(案)の概要についての説明をお願いします。

早坂総務企画課長

それでは、令和6年度幌延町各会計予算(案)の概要につきまして、お手元に配布の各会計予算説明資料により、御説明させていただきます。

なお、新年度各会計予算説明につきましては、本会議におきまして提案理由説明をすることから、内容については主な事項の説明とさせていただきますので、御理解のほどよろしく願い申し上げます。

まず2ページをお開きください。

1各会計別当初予算総括表を御覧ください。

令和6年度幌延町各会計予算の合計は、79億5,881万8千円で前年度当初予算対比7億3,501万2千円、10.2%の増となりました。うち一般会計予算は、59億8千万円で、前年度当初予算対比4億7,500万円、8.6%の増となっています。増額の主な要因ですが、自治体情報セキュリティ強化対策事業及び国保診療所における医療技術職員住宅整備事業をはじめとする各事業のための国民健康保険診療所特別会計繰出金

の増、幌延町地図情報更新事業、道路センター補修事業、幌延中学校体育館補修事業の新規計上などが主な要因となっております。

その下の表「2 当初・繰越予算の状況」を御覧ください。

令和5年度一般会計予算の繰越明許費は、これまでの補正予算で設定させていただいたものに加え、この度の3月定例会に提案する補正予算で設定予定の1,154万9千円を合計した2,732万9千円が令和6年度への繰越となります。この繰越を合わせますと、一般会計の合計は60億732万9千円、全会計の合計は79億8,614万7千円の予算規模となります。

それでは、一般会計予算の主な増減について、説明いたします。

始めに歳入ですが、9ページをお開きください。「1の1 歳入款別予算額の内訳」の右側の増減欄を御覧ください。

1款 町税では、2,485万7千円、4.6%の減となっておりますが、物価高騰等による事業所得の減に伴う町民税の減及び償却資産の減価に伴う固定資産税の減が主な要因です。10款 地方交付税では、5千万円、2.3%の増で、予算額は22億7千万円を計上しています。これは普通交付税の増額見込み分のみを計上しており、特別交付税は交付実績を勘案して前年度当初予算据え置きとしています。以下、事業費等に係る国、道などの支出金、財源に係る繰入金、受託事業収入など、資料記載のとおりとなっております。なお、道支出金では、農業水路等長寿命化・防災減災事業の事業量増加に伴い大幅な増となっております。

次に歳出ですが、14ページをお開きください。上の表「1の1 歳出款別予算額の内訳」の右側の増減欄を御覧ください。

1款 議会費では28万8千円、0.5%の減で、主な要因は、町議会議員視察研修事業が増となる一方で人件費の精査などにより総体的に減となりました。2款 総務費では、1億2,444万7千円、18.3%の増で、主な要因は、自治体情報セキュリティ強化対策事業、幌延町民営賃貸住宅建設促進助成事業、標準準拠システム移行事業及び地域公共交通整備事業の増などによるものです。3款 民生費では、3億4,314万7千円、42.5%の増で、主な要因は、国民健康保険診療所特別会計及び介護保険特別会計への繰出金、こぎくら荘支援事業、住民税非課税世帯等臨時特別給付金の増などによるものです。4款 衛生費では、769万円、2.2%の減で、主な要因は、標準準拠システム移行事業が増となる一方、斎場の改修事業が終了したことによる減などにより総体的に減となりました。6款 農林水産業費では、1億1,365万9千円、17.9%の増で、主な要因は、幌延町酪農肉用牛増産近代化施設整備事業が減となる一方、問寒別及び上幌延開進地区の農業用水道施設改修事業、農業用機械整備事業、幌延町地図情報更新事業の増などにより総体的に増となっております。7款 商工費では、2,795万5千円、16.9%の増で、主な要因は、地域おこし協力隊採用等に係る人件費の精査などによるものです。8款 土木費では、1億3,525万7千円、9.6%の減で、主な要因は、道路センター補修事業、町道駅前仲通線道路改良事業及び橋梁点検事業が増となる一方、町道上問寒10号線道路横断管改修事業、建設機械整備事業の事業完了及び各道路改良事業、橋梁長寿命化改修事業における対象道路及び対象橋梁の減などにより総体的に減となりまし

た。9款 消防費では、2, 135万円、13.7%の増で、主な要因は、北留萌消防組合負担金のうち問寒別分遣所配車予定の小型動力ポンプ付き積載車の更新に伴う増などによるものです。10款 教育費では、7, 906万8千円、14.2%の減で、主な要因は、教員住宅整備事業及び幌延中学校体育館補修事業が増となる一方、パークゴルフ場電気設備改修事業及び総合体育館自家用発電機等整備事業の減などにより総体的に減となりました。12款 公債費では、6, 674万5千円、9.8%の増で、町債の借入残高の増によるものであります。以上が歳出の主な増減です。

次に19ページをお開きください。町債の発行事業です。

一般会計の町債の令和5年度末現在高は、34億2, 747万7千円となる見込みで、令和6年度の発行見込額は9億8, 020万円、償還元金は7億4, 416万8千円で、令和6年度末現在高は36億6, 350万9千円になる見込みです。

20ページをお開きください。(7) 基金積立・取崩額及び充当事業です。

一般会計が所管する基金の令和5年度末現在高の合計は、62億8, 159万6千円の見込みで、令和6年度の積立額は1億1, 496万円、取崩額は9億1, 237万円で、令和6年度末の基金現在高は54億8, 418万6千円になる見込みです。取り崩し予定の主な基金は、財政調整基金5億1, 880万円、ふるさと創生基金1億3, 950万円、ふるさと応援基金1, 340万円、公共施設等整備基金1億8, 900万円、地域公共交通活性化基金1, 700万円、森林環境譲与税基金2, 160万円などであります。取り崩しは、町債の繰上償還や地方創生事業、公共施設等の整備・補修事業等の財源になります。今後、基金に依存した予算に注意を払い、将来を見据えた健全な財政運営に努めてまいりたいと思います。

次に25ページから32ページに関しましては「主な事業の概要」と「繰越事業の概要」を掲載しております。また、33、34ページの表につきましては、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に関する事業を再掲し、まとめた表になります。

35ページからは、公営事業会計等の予算の概要を掲載しております。

まず、国民健康保険特別会計です。(1) 歳入歳出款別予算額の内訳を御覧ください。

予算額は3億5, 311万3千円で、前年度との比較は71万4千円、0.2%の減です。主な増減としましては、歳入では、国民健康保険税で332万1千円の減、道支出金では普通交付金などで789万7千円の増、繰入金527万2千円の減などです。歳出では、保険給付費1, 478万5千円の増、北海道に対して保険料として納める国民健康保険事業費納付金370万8千円の減、保健事業費で164万5千円の減、諸支出金で956万8千円の減などとなっております。

次に、36ページの国民健康保険診療所特別会計です。予算額は6億5, 045万1千円で、前年度との比較は2億5, 576万7千円、64.8%の増です。主な増減としては、歳入では、入院料で680万7千円の減、外来診察料で619万6千円の減、道支出金で1, 460万5千円の増、繰入金で2億5, 554万4千円の増などです。歳出では、診療所人件費で397万5千円の増、診療所業務費で393万4千円の増、また、投資的経費として、医療技術職員住宅整備事業で1億2, 888万5千円の増、スプリンクラー整備事業で8, 662万4千円の増、診療情報システム整備事業で3, 306万6千円の

増などとなっております。

次に37ページの後期高齢者医療特別会計です。予算額は6,168万7千円で、前年度との比較は1,095万6千円、21.6%の増です。増減内容は、歳入では、保険料254万5千円の増、繰入金841万1千円の増です。歳出では、総務費で809万7千円の増、後期高齢者医療広域連合納付金285万9千円の増です。

次に38ページの介護保険特別会計です。保険事業勘定は、予算額2億4,922万4千円で、前年度との比較は3,265万8千円、15.1%の増です。主な増減としては、歳入では、保険料で304万9千円の増、国庫支出金で309万2千円の増、繰入金で2,453万4千円の増などです。歳出では、総務費で1,773万4千円の増、保険給付費で546万1千円の増、地域支援事業費で793万7千円の増などです。次に39ページの介護サービス事業勘定ですが、予算額997万5千円で、前年度との比較は157万5千円18.8%の増です。増減内容は、歳入では、サービス収入で54万2千円の減、繰入金で211万7千円の増です。歳出では、総務費、事業費合わせて157万5千円の増です。また、ページ中段から下「総計」の表になりますが、介護保険特別会計の予算総額は、2億5,919万9千円、前年度との比較は3,423万3千円、15.2%の増となっております。

次に、40ページの簡易水道事業会計です。ページが一番下、総計の表を御覧ください。支出予算額は1億7,503万5千円で、前年度との比較は2,916万3千円、20%の増です。主な理由としましては、問寒別浄水場の実施設計及び道路改良事業に伴う水道管敷設工事による増などとなっております。

次に43ページの下水道事業会計です。こちらもページが一番下、総計の表を御覧ください。支出予算額は4億7,933万3千円で、前年度との比較は6,939万3千円、12.6%の減です。主な理由としましては、下水道管理センター外壁等補修工事の事業完了や下水道管敷設工事の整備延長の差による減などです。

概要の説明につきましては以上となります。詳細な提案理由につきましては、本会議において申し述べさせていただき、質疑をお願いしようとするものであります。以上、「令和6年度 幌延町各会計予算の概要について」の説明を終わります。

高橋秀之委員長

ありがとうございました。

新年度予算につきましては、予算特別委員会を設置付託することとなりますが、ただいまの説明で何か質問ある方は、挙手の上、指名を受けてからマイクのスイッチを押してから発言してください。

齋賀委員

大きな予算は、これで見れば大体分かるんですけど、6年度中に説明資料に載せないで間に合わない数字、補正予算に出てくる大きな数字なんかが予定されているのか。

早坂総務企画課長

こちら載っていないもので、大きなものといいますと、以前に御説明させていただいたことあるかもしれませんが、冷房設備の関係で、認定こども園と問寒別へき地保育所、こちらへの冷房設備のクーラー設置ということで、大規模な工事がかかるという形になります。

が、こちらは設計が終わらないと、なかなか工事費というのはできませんので、今回当初予算には計上してないというところでもかなり大きな金額がまた補正されるものということで、担当の方で把握してるということでございます。

齋賀委員

拠点整備とか学校関係は、上がってこないんですか。

岩川副町長

拠点整備については、令和6年度一杯、更に構想を深めるという位置付けの年となっておりますので、大幅な予算、補正するのは予定をしておりません。

学校整備につきましては、今年度は基本設計に入る、プロポーザル予定ですので、今後の補正を予定しております。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

(「はい」の声あり)

ないようですので、令和6年度幌延町各会計予算(案)の概要についての件は以上とします。

暫時休憩します。

休憩を解いて会議を再開します。

次に、(2)住民生活課所管 幌延町地域公共交通計画策定に係る進捗状況についての説明をお願いします。

村上住民生活課長

それでは、幌延町地域公共交通計画策定に係る進捗状況についての説明をさせていただきますと思います。

本計画につきましては、社会構造の変化や少子高齢化への対応など、町全体における公共交通の見直しが喫緊の課題であることから、地域の交通体系の見直しと必要とされる交通資源の確保、維持に向け、地域のあるべき姿を移動手段の観点から整理した計画として策定するもので、策定の趣旨や計画の概要、作成スケジュールなどについて、昨年2月に御説明をさせていただきました。8月には進捗状況の御報告をさせていただいたところでございます。

また、昨年8月28日に幌延町地域公共交通活性化協議会委員の委嘱をさせていただきました。2回にわたり計画策定の御協議をいただいております。

この度、計画の素案がまとまりましたので、3月1日開催予定の協議会で御審議をいただく予定となっておりますけれども、議員の皆様にも、その内容について御説明をさせていただきます。御意見などを頂戴したいというふうに存じますので、よろしくお願いたします。

それでは、素案の概要説明等につきましては、地域対策担当の山下課長補佐からさせていただきますというふうに思いますのでよろしくお願いたします。

山下住民生活課長補佐

それでは、山下から説明させていただきます。

まず配付させていただきました資料の確認をさせていただきます。

最初に右上に令和6年2月28日まちづくり常任委員会説明資料というものがございます。1枚物A4でございます。めくっていただきますと、ダブルクリップで左上に資料1幌延町地域公共交通計画素案とちょっと厚めの資料でございます。その次に、資料2左上の資料2といたしまして、幌延町地域内交通イメージ図、A4横のカラー刷りでございます。

そして、資料3令和5年度幌延町地域公共交通計画策定スケジュールというA4縦のカラー1枚ものがございます。今、追加で配付させていただきました追加資料が幌延町地域公共交通計画概要版。こちらA3で3枚ものがございます。以上の資料になってございます。ではまず、説明資料に沿いまして御説明させていただきます。

幌延町地域公共交通計画の策定に係る進捗状況についてでございます。

まず、1.でございますが、幌延町地域公共交通計画策定の概要でございます。先ほど課長からも説明ございましたけれども、町内を取り巻く交通環境の急速な変化などがございまして、まちづくりを進めていく上での移動手段の観点から、地域のあるべき姿をデザインするために、幌延町地域公共交通活性化協議会、年度で全3回開催いたしまして、この幌延町地域公共交通計画を策定していこうとするものでございます。

(1) 協議会の開催状況でございますが、昨年第1回8月28日に開催してございます。そして第2回が暮れですが、12月20日に第2回目開催してございます。第3回が3月1日今週の金曜日に開催を予定してございます。

その前段で、昨年2月の常任委員会では、予算の関係ですとか計画の概要、そして8月31日でも、計画の素案などについて御説明させていただいているところです。

(2) この計画の構成でございますが、まず、二つの計画は本編と呼ばれるものと実態調査編というものを二つに分けてございます。本編、本日添付してあります資料1でございます。この実態調査編に関しましては、昨年8月31日の常任委員会のときに、一式といたしまして第3章の中で触れています、アンケート調査ですとか、乗降調査あるいはヒアリング調査の、かなり詳細な内容を含んでいるものですが、こちらの方を本編から分離して別冊化するといったものでございます。

計画の概要といたしまして、今、追加でお配りいたしました概要版というものを、ポイントを説明する資料として追加してございます。

それでは2.の部分ですけれども、この計画素案の本編の部分の御説明をさせていただきます。

前回の委員会でも、御説明している部分も若干ありますので、ちょっと重複になるところがございますが、御了承いただければと思います。

では資料1幌延町地域公共交通計画素案のダブルクリップ留めの素案の方から御説明させていただきます。1枚めくっていただきまして、目次がございます。

今回の計画ですけれども、第1章から第5章までの章立てとしております。

第1章では、計画策定の目的と構成、第2章では、既往資料による地域及び公共交通の概要、第3章では、地域公共交通実態調査、そして、この第3章までがほぼ昨年の8月の常任委員会のときにお示ししている内容と若干修正は加わっておりますけれども、ほぼ同一のものでございます。そして第4章、地域公共交通の課題整理でございまして、こちら

も前回の説明の際には、要約した形で、課題の整理、概要版ということでお示ししておるのをきちんと整理した形での文章化したものでございます。第5章が地域公共交通計画の策定ということで、新たに加わった最終的な計画の部分の項目でございます。

内容に関しましてですが、1ページをお開きください。

第1章の計画策定の目的と構成ということで、計画の目的や趣旨を掲載してございます。重複になりますけれども、人口減少や少子高齢化などによって、公共交通を取り巻く状況が、厳しさを増していますので、この見直しが喫緊の課題となっているため、町内の交通体系の見直しと確保維持のために、地域のあるべき姿を地域の移動手段の観点からまとめた幌延町地域公共交通計画を策定するという趣旨、目的でございます。

1枚めくっていただきまして、3ページでございます。

計画の区域は、図表でありますとおり、幌延町の全域を計画区域としております。計画の期間は令和6年度から令和10年度までの5年間でございます。

ページめくっていただきまして4ページでございます。

本計画の位置付けですが、幌延町の地域公共交通計画を作るために、(1) 関連法令といたしまして、交通政策基本法など関連する法令に準拠してございます。また(2) 上位計画ですが、北海道交通政策総合指針など、あるいは町の総合計画など、こういった計画との整合を図ってございます。そして関連する計画との連携ということで、町の将来人口推計や創生総合戦略、あるいは地域づくりビジョン、こういった計画等との連携を図ってございます。

以下5ページ以降が、関連法令等の要約となっております。

続きまして、16ページをお開きください。

今回の計画、あるいは町内交通の位置付けでございますけれども、フロー図がございまして、上の部分に関しては、北海道の交通政策総合指針で示されている北海道における公共交通ネットワークの基本イメージで幹線交通と広域交通そして生活圏交通に分けてそれぞれの役割を記してございます。これを踏まえまして、幌延町における各種交通の位置付けも行っております。幹線交通というのが、骨格となるネットワーク、全道的なものでございまして、それに対し、広域交通と地域間交通がありまして、1番右側の黄色い部分、生活圏交通、こちらを計画の方で表していこうとするものです。そして、下の図にもあるんですけれども、紫色の幹線交通というものは、広域交通や地域間交通、生活圏交通全てを包括するようなものでございますので、該当モードとして記されている例えばJR宗谷本線というのが、広域交通や地域間交通、生活圏交通にも、及ぶものであるという捉え方をしております。

続きまして、第2章からは、既往資料による地域及び公共交通の概要でございますが、こちらは、以前8月のときにも御説明した内容となっております。

ページをめくっていただきまして47ページでございます。

47ページからが、第3章地域公共交通実態調査となっておりますが、前回の素案のようなものを提示後、御説明の際には、ここに詳細な調査項目あるいは調査結果などを詳述しておりましたけれども、今回はその調査の概要と結果のみを抜粋するような形で本編に表してございます。詳細な資料は別冊化となっております。

続きまして、52ページをお開きください。

第4章地域公共交通の課題整理でございます。こちらは以前は概要版ということでお示ししていた部分ですけれども、こちらに関しては、追加で御提出させていただきました概要版の方をお開きいただきまして説明させていただきたいと思っております。

この追加資料と本編の方を行ったり来たりすることになりますけれども、概要版をお開きください。まず1ページ目、上の右上に3分の1と書いていますけれども、1ページ目ですが、こちらの右下、5. 地域公共交通の課題という部分が第4章となっております。課題をまとめたものです。こちらで問題点や課題を整理してございますが、問題点としては三つほど挙げておまして、鉄道交通に関して、あるいはバス輸送に関して、住民の生活交通対策に関して、それぞれの問題点と課題を整理しているのがこの第4章でございます。

また本編の方にお戻りいただきまして、ページ番号が56ページでございます。それぞれの交通の分野での課題などを整理した結果、56ページ第5章で地域公共交通計画の策定という部分でございますが、その課題を受けまして、基本理念を制定してございます。黄色い囲みの部分ですが、健やかに暮らせる生活環境を確保するために、今ある交通資源を効果的に活用しながら、持続可能な地域公共交通体系を構築するという方針の下、様々な目標や施策を実行していこうとするものです。これ以降の方針などに関しましては、また再度、概要版で御説明させていただきます。

概要版の2ページ目をお開きください。

こちらが、6. 基本的な方針目標という部分が、この第5章のポイントとなる部分を表してございます。左の黄色い部分で、課題といたしまして先ほど、5. のところで挙げた鉄道、バス、住民の生活交通、こういった課題をどうしていくかという部分でございますが、基本理念というのが先ほどの黄色の囲みの部分です。この基本理念に基づきまして、方針1から3というものを定めております。

鉄道やバスの課題を解決していく方針として、方針1でございます。幹線交通、広域交通、地域間交通の維持確保、これを方針1としてございます。通勤や通学、通院、買物、観光など、いろいろな交通目的に対応していくために、広域的な交通、公共交通の維持確保を図っていこうとするものです。この方針に基づきまして、右の方に進んでいただくと、それぞれの目標や成果指標、そして施策、実施といったものが右の方に移行していくこととなります。この方針1に関しましては、並んでいる施策の事業とかが、JR本線の維持確保ですとか、羽幌号の維持確保っていうふうに書かれてありますとおり、どちらかといいますと、幌延町が主体的に行うというよりは、幌延町が関係機関や交通事業者と連携しながら、事業を進めていこうとしている部分ですので、どちらかというに従たる部分の施策取組になるかなというふうに考えてございます。

一方、方針2と方針3というところが地域内の交通に関する方針でございます。方針2が町内公共交通体系の構築をしていこうとするもので、これらが課題である住民の生活交通対策を充実させていこうとするところの大きな柱でございます。方針の内容ですが、高齢者や小中学生、高校生など交通弱者が、今後とも住みなれた地域で健やかに暮らしていけるよう、JR幌延駅やJR問寒別駅を乗り継ぎ拠点として、これらとネットワークする

町内公共交通体系を構築し、高齢者等の外出手段を確保するということが方針でございます。この方針に基づきまして、町内公共交通のネットワークを形成するという目標を立て、それぞれの達成すべき目標値というものを設定してございます。こうした方針に基づいて、右の方での具体的な施策の事業などがございますが、例えば、幌延地区や問寒別地区におけるデマンド交通の検討、現在も行っておりますハイヤー運賃と助成制度の維持、あるいは幌延、問寒別、中川の連絡バスなどの運行の維持、スクールバスの一般混乗、こういったものを施策として進めることによって、方針、目標を達成していこうとするものです。

そして、方針3、緑色の部分ですが、こちら、公共交通利用活性化策の推進というところで、どちらかといいますと方針2が町内でのハード的な部分を整備していこう、方針3は、そのハードを普及や啓蒙していくために、どうやってソフト事業を図っていくかという部分でございます。こちらの目標の指標といたしましては、例えば、運転士の新規雇用であったり、小冊子等の製作、配布等によりまして、啓蒙を図っていこうとするものです。例えば、具体的な施策といたしましては、ボランティア、運転手などの募集、あるいはモビリティマネジメントの推進をすることによって、ソフト的な部分でも地域公共交通を活性化させようとするものです。

1枚めくっていただきまして、概要版の3ページです。

これらの方針や目標に基づきまして、公共交通の機能分担と性格役割を定めております。それぞれの交通モードに対する機能を分類し、その性格と役割を享受しております。そして、それらを右のページの方で、地域においてどのように、施策の事業展開を図っていくかということを表している図でございます。

では、本編にお戻りいただきます。

74ページをお開きください。

5-4計画の推進でございます。こちらの計画の進行管理に関しましては、この計画を策定しましてから、PDCAサイクルに従って、幌延町地域公共交通活性化協議会で計画の進捗状況の確認、検証、評価を継続的に行っていきます。計画期間であります6年から10年度に及びまして、事務局の側でもいろいろな施策の検討や実行体制を構築していきまして、協議会の方の運営も、毎年度図っていききたいというところのPDCAサイクルでの評価を進めてまいりたいと思っております。以上が資料1の素案本編の御説明でございます。

説明資料に戻っていただきまして、3. 地域内交通のイメージでございます。

こちらは、別添資料2イメージ図の方からの御説明になりますが、上の部分に地域間交通ということで、幹線交通や広域交通なども含めた地域間交通でございますが、近隣自治体や都市間とのアクセス、これは鉄道事業者であったり、北海道という広域自治体での検討にちょっと準拠していくような部分がございます。

これに対して、地域内交通というものが、地域間交通と地域内を接続しながら、地域の利便性を図っていくという交通でございます。ここの二つを結ぶものとして、現在、別の部署でも検討を進めていますが、町の拠点など、交通結節点を設けることによって、スムーズな流れを確保しようとするものです。そして地域内におきます交通に関しては、目標として掲げているものが、真ん中の部分の黄色い部分ですが、日常生活の移動の足を確保

することで、誰もが住み続けられる地域を形成していこうとする取組でございます。

大まかなイメージといたしましては、縦軸に利用者ですとか対象者を挙げておりまして、横軸が制度になっております。対象となる地域住民や地域来訪者に関しましては、横軸の方での乗り合いタクシーや自家用有償運送の制度を取り入れることで、利用回数に制限のない地域の足を確保するようなデマンド交通を実施してまいりたいとするものです。

さらに、高齢者等の交通弱者、縦軸に関しましては、現在実行しておりますハイヤー運賃等助成制度を引き続き維持することによって、高齢者等の負担軽減措置を図ってまいりたいと。この三つの仕組みによって、地域内の交通を実現してまいりたいとするものです。

こうした取組に関して、幌延町においては、現在所管が住民生活課になっておりますので、事業の方針や計画策定、進捗管理などを行っていきつつ、制度設計やDX化をはじめとするシステム開発、車両の購入や運営等の支援をすることによって、地域内の交通を充実させていきたいと考えております。

説明資料に戻っていただきまして、4. 今後のスケジュールの案でございます。

すいませんこちらの説明資料、白丸の四つ目が令和7年度になってるんですけど、6年度の誤りでしたので、訂正いただければと思います。

今後のスケジュールに関しては資料3でございます。

令和5年度の計画策定スケジュールで、左の部分が協議会、右の部分が計画策定の作業等の動きでございます。現在、中ほどの下の右の欄ですが、まちづくり常任委員会を本日開催しております。そして3月1日、今週金曜日、第3回の協議会を予定しておりまして、こちらで御説明させていただきました計画の素案の取りまとめを進めていきたいと思っております。

各委員からの御意見等を集約した上で、最終的に計画書として素案を取りまとめしていきます。3月中にパブリックコメントと、可能であれば、計画書の確定をさせていただいた上で、この計画を年度内に仕上げたいということをご想定してございます。そして、この計画ができましたから、その計画の具体的な施策とか事業を展開していく作業を令和6年度以降行っていくこととなりますが、引き続き、活性化協議会の方でも、様々な施策の実証運行の計画ですとか、申請、あるいは評価、そして本格運行に向けた計画や申請、そして、国の補助金を獲得していくための様々な計画の策定も必要になってきますので、こういったことを協議会で行ってまいりたいと思います。

それに併せまして、事務局の方でも、地域内の交通の運行主体の確立やデマンド体制の整備、あるいは、協力隊の確保、様々なソフト的な部分に関しても、推進を図っていくのが6年度以降になろうかなと思います。

令和5年度に計画を策定するのも、なかなかボリュームのある作業だったんですけども、計画が絵にかいた餅にならないように、今後、実行を進めていく上では協議会の方も、事務局の方も、これまで以上に、また、いろいろな作業が出てくるかなと思われまますので、6年度以降に関しましても、委員皆様との御相談させていただきながら、貴重な御意見をいただいて、計画の推進に反映してまいりたいと思っております。

以上が計画策定に係る進捗状況についての御報告でございます。

どうぞよろしくお願いたします。

高橋秀之委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明について何か質問はありませんか。

無量谷委員

今説明あったんですけども、最近、JRがすぐ止まるという状況の中で、都市間バス、あるいは、名寄旭川間の交通の手段がされています。そういう中で、計画を見たら、そういう部分がちょっと抜けてるのかなという感じがするんですけども、幌延は沿岸バスの羽幌号が札幌までの交通機関という形で、都市間バスが走っています。それについて、幌延町を通過してる稚内の宗谷バス、あるいは北斗観光で都市間バスが札幌までの間走ってんですけど、これらに乗ることは、制度上難しいかなという感じはするんですけど、行くときは、JRで行って、何とか交通手段として札幌に向かっていくんですけども、用事終わって帰ってくる時に、JRが運行しない時があるんですけど、そんな時でもバスが運行してるってような状況で、単純に沿岸バスだけでなく、他の会社の都市間バスも、乗車はできないけど下車、降りることは可能でないかなという感じはするんですけども、そういう、バス会社へのコンタクト取れないものかなという感じがするんですけど。

それともう一つ、当てにならないJRに向かって、名寄旭川間の交通手段を今後考えるべきでないかなという感じがするんですけど、その辺、いかがでしょうか。

山下住民生活課長補佐

今、委員に御指摘いただきました点ですけれども、先ほどもちょっと説明させていただいたんですが、本編の16ページなんですけれども、今回、あくまで幌延町で作る計画というものの位置付けなんですけど、やはり、どうしても、がちがちに生活圈交通を作るための計画っていう位置付けに、国の方針、道の方針でもなっているので、市町村が単独で作る場合の計画っていうのは、やはり、この生活圈交通をどうするかっていうところがいっぱいいっぱいというか限界の部分なんです。なので、例えば羽幌号であったり、幹線交通であったりとか、旭川までのJRの移動手段っていうことに関して、なかなか、単町の計画の中で、そこを表すということは、ちょっと厳しい部分が計画上はございます。

しかしながら、実態の運用として、バスの利便性を高めるなどで移動手段を確保するということは、計画とはまた別に、町の施策事業としては必要な部分もあるのかなと思いますので、そこの部分っていうのは、幌延町だけでどうにかなる部分かどうかというところも含めまして、コンタクトを取りつつ、お話の場面があれば、進めていきたいと思います。

今現在、宗谷においても、宗谷管内での広域の計画を作っていますし、留萌管内は5年度中にできておりますので、こういったところで、そういった広域交通とっていうのを作っていくことになろうかと思っております。

無量谷委員

相手のあることですから、即答はできないかなという感じがするんですけど。

やはり、JRの足を確保、JRの次の確保までは必要でないのかなという時期に来ているのではないかなと。

今までは、JRって、冬こそJRっていううたい文句で宣伝していたんですけど、現実見たら、乗車率はすごく減っている状況です。もう、がら空き状態っていうか、冬なのに

がら空き状態。それだけ当てにならなくなったJRになった感じでないかなという感じがするんですけど、行くときは、何とか、行けなかったら、行けませんって、相手に言えるんですけど、出張して、札幌まで行って、帰ってくる手段がないっていうのは、帰らないから一泊するのはいいけど、次の日予定が入っていた場合は、どうしても帰りたいんですけど、帰れないっていう状況で、足の確保がないっていうふうな部分があるんで、それを各社の便数があれば、乗って帰れるかなという感じはしています。

そういう中で、40号線は、バイパスも、そのうち、音威子府間も開通されて、良くなるかなっていう感じはするんですけど、その辺も踏まえて、バス路線の維持を今後計画すべきじゃないかなって感じがするんですけど。

山下住民生活課長補佐

利便性の確保、移動手段の確保というところでは、おっしゃるとおりかなと思うんですけども、やはり、単町でできるところっていうのが、限られているっていう部分があることと、JRの乗車に関しては、ちょっと別の総務の担当になるんですけども、宗谷本線活性化協議会の方で利用促進の対策っていうのをしていますのでなんとか乗りやすくしようというような工夫っていうのも、別のラインで、行われておりますので、そちらの方に、広域交通に関しては、ちょっとお任せする部分が多いというようなところがありまして、また、そちらの方の見解に関しては、総務の方での対応になろうかなというふうに考えます。

深澤委員

一点だけお伺いしたいんですけど、ここに、ハイヤー助成のこと相当数出てくるんですけど、ハイヤー会社の事情によってですね、時間を短縮されてますよね。夕方5時だとかまで。

それ以降の利用っちゅうのは、もう難しいんですよ。その辺を解決していかなかったら、このハイヤー助成も活躍できないのか。

その時間延長にかけても、町として要望した経緯はあるのかどうか、その辺どうでしょう。今後の課題と。

野々村町長

町から直接その要望という形では、直接は話はないんですけども、この地域交通、この計画を昨年度からやってる中では、やっぱりそういうお話も、会社が進んできてるというお話しは聞いてます。ただ、これって、なぜこの協議会だったかっていう、やっぱり根本になるんですけど、営業目的でしたから、やっぱりその営業が、今みたいにしっかりとなくなったときでも、ただのタクシー、白タクが走れるか走れないかっていうのが、全体的にこの交通網の中で協議会作ったみたいな形で、営業されてる方々と折り合いを付けて運行しなければならないという、そういう難しいところが、この営業がある、会社があるっていうところには大きな課題が一つあります。その辺で折り合いがきちんと、いいですよということであれば、問寒別と同じように、そういう、白タクみたいな形でも運用できるというそういう方向は採れると思ってますけれども、この交通網の中でそういう協議をしながら、夜の時間も地域間の中で、営業されてる方々が、そこはそのぐらいの料金でこういう形でやるんなら、認可しますと言っていたらいいんですけども、この町内でも走れ

ることにはなるということですから、やっぱり、この地域の中でどうやって、タクシーが走らない時間も含めて、タクシーが距離が遠いところも含めて、この地域交通網の中できちんと整理ができたらいいかなということと考えてはいます。

深澤委員

町長の言いたいことは理解するんだけど、利用者からしたら、その空白の時間はどう埋めるかということここをきちっと載せなかったら、町民の足として不安が残るんですね。営業者の方に関しては、その答弁でいいかしらんけど、その代替として、どうするかという部分を記述していかなかったら、この計画成り立たないんじゃない。

野々村町長

だから、今、この協議会を設立して、その範囲も営業管轄の部分も了解をしていける場所の中にあるというふうに私は捉えています。

ですから、そこ時点で、そういう形で、そういう乗用車、自家用車で、白ナンバーで送迎ができる形ができるのか。また、できるとなったとしても、そのオペレーター、ボランティア的に走ってくれる人、マンパワーがあるのかっていうところも含めて、やっぱりやっていかなきゃ駄目なんだと私は思っています。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

植村委員

今、交通計画の概要見せてもらったんですけども、あえて言えば、従来の補完、やってきたものの補完であって、目新しいものがないなど。今、町の状況に町民のこの不安にしっかりと答えるような計画ではないなどというふうに見せてもらいました。

今、深澤委員の方からも言われたとおり、幌延特有の生活交通の難しさが分かるんですけど、そこをきちっと、文章で解決してくるような形でないと、先が見えないんでないのかなと思います。

今、盛んに、去年あたりから言われてるライドシェアについても、やはり町長言うように、そのボランティア、人材の確保というのが、大きな問題になるというのは、重々、承知してるんですけど、いずれにしても、既存の運送業者ハイヤー会社等の管理下で、それを許認可するというような動きが、国の方で出てるということも踏まえながら、白タクだとか、そういうものも含めて、具体的にやっぱり、取り組む形の計画をきちっと前面に出していかないと、このハイヤーの運行しない時間帯の町民の足というのは、確保できないというのが、実際問題、現在も起きてきているというのが、現状じゃないかなと思うので、そこをどうやって埋めるか、協力隊を募集するというような案もあると思うんですけど、なかなか、うちの町で、ボランティアだとかNPOだとかっていうことが育っていかないという、うちの町の何かそういった特性があるみたいですけど、そこをどうやって解決して、やっていくかということが大きな鍵になるかなと思っています。

ここを出てくる問寒別地区は、そういったものに対するNPO法人を立ち上げるんだというような方針で計画書に載ってきている以上、やはり、幌延地区の方も、具体的にやっぱりそういうことを協議して行ってほしいなというふうに思っています。

野々村町長

今、まさに、住民の皆さんが急変してきたこの交通網の関係では、大変、頭の痛い、不満のあるところが多いというのは重々承知もしてございます。

ただ、本当に今の話されたこと自体も、この協議会の中、これは、経済もバスもJRも運輸局も入っての協議会をやっていますから、そういうところで営業関係にどう影響があるかないかっていうところが一番のネックであって、今のライドシェアについても、ライドシェア自体が、タクシー屋さんが管理運営をしていただけるということで国は今認可をしようとしています。

そうすると、営業管轄の人たちがその白タクをやるということでありますから、そこってというのは、自分たちの営業管轄と同じように走らないところに、白を持ってくるとかっていう形になりますけど、それを業者さんにやってくださいって簡単に頼めるような状態じゃなく人の手配、それから、それぞれボランティアで乗ってくれる登録をしていただける人を探さなければならないとかっていう部分と、無線で入った走ってても、白タク、もう時間が終わったから、次白タクだって言ったらタクシーは、本社に帰ってきてタクシーを置いて、普通乗用車に乗換えて迎えに行かなきゃなんないという、やっぱりそこもそれぞれ営業の間の中でも難しいところがあります。

実際問題、すぐ、こういう形で、以前みたいに、ボランティア的であって、地域内で理解を得た中で、業者さんがそれほど影響ないよってということの利用であれば、簡単にできるんですけど、やっぱり、営業権、さっきのバスの話も同じですけど、バスを利用すればするだけ、どんどんどん自動車なくなるっていう、やっぱり今、沿線の皆さんが、鉄道は、ちゃんと稚内まで、守ろうねってということで一生懸命、協調して維持をしますから、この利便性もどうするかってということとその利用率を上げるために、どう我々も努力しなきゃならないかということも課題の一つであるから、バスの問題も先に前面に出てきてないということ。

ただ、先程、無量谷さん言われた、そういう問題は、沿岸バスが幸いにも走っていただいているんで、バスがどうしても走れないときは無理だけど、走っているときは、帰りは、ちゃんと、幌延十字街までは乗せていただけるというところが。

ただ、もう一本、そういう、北斗バスが走ってるんだよねってというのはあるけど、そこは、先程言った営業権なんですね。営業権の中で、宗谷が分離している部分で、それに乗っては、降ろしてはくれるけど、稚内まで行って降りるのなら、幾らでも乗って帰ってこれます。稚内からタクシーに乗って帰ってくれば行ける。これも、営業権であって、豊富からこの間は、宗谷バスが幾ら通っても、乗せもしないし、降ろもしないというやり方、これ営業権。営業でやっている営業のパッケージが、結構、細かいところがあるから、こういうのは、こういう協議会の中で、そういうのを詰め合わせて、どこから線引きをして、白タクがとかっていう了解をいただきながら、進めていかなければならないというところが大きなネックになることと、マンパワーがどうやって確保できるかということが大きな課題の一つだと思ってます。

この地域内の現状を文書に記載したらということでありますけど、ここは地域内の中で、今、協議会の中でこういう形がありますから、それぞれ、そういう営業やられてる方々の

了解を取りながらでも、町独自の走らせる。そういう形がどのような形で採れるかっていうのも併せて、考えさせていただければなと思ってます。

植村委員

是非とも、協議の中で、自主的に今の部分は、進めていってもらいたいと思います。

それと併せて、ハイヤーの助成で、市街地区の高齢の方々には大変好評を得ているというふうに私は、理解はしてるんですけども、やはり将来的には、回数券の乗車券の枚数の規制じゃなくて、何回でもという、本当に必要で、利用した人が何回でも利用できるような、そういった方法もしていくべきでないのかなというふうに私は考えます。

今現在でも、なかなか、ハイヤー会社さんにすれば、仕事は増えたんだけども、従業員を一人お願いして雇って、従業員の数を増やすまでの収入は、恐らく入ってないんじゃないかなというふうに思っております。そういう意味からも、やはり、利用回数の制限というのは撤廃して、町のために利用を必要とするという人が利用できるというように改正していくべきなのかな。

これを検証しながら、今後協議していくということなんで、そういう方向もやっぱり必要でないのかなというふうに考えます。

山下住民生活課長補佐

ハイヤーの助成制度と、先程、イメージ図でもお示したんですけども、1番ベースとして底辺にある位置付けにしておりまして、ここが今、先行して行っているんですけども、いずれに乗り合いタクシーの制度ですとか、自家用有償運送の制度ができたときには、そちらがどちらかという利用回数に制限がなく、一般のハイヤー運賃よりは低額に利用できるような制度になりますので、そちらの制度を利用させていただきつつ、そして、更に軽減措置の必要な高齢者の方、障害者の方は、そのチケットを使いながら、更に割安な料金で利用できるというような仕組みを考えてますので、まず、この2階建ての上の部分の仕組みを制度化して、運用できるようになってから、ハイヤー利用の助成券のチケットの枚数とかに関してもバランスを調整しながら検討していくことになるかとは思いません。

植村委員

ここでデマンド方式という形も言われてるんですけども、それらは、どういう位置付けになっているのかな。

ハイヤー助成の制度もある、そして、デマンドもやりたいということで、乗り合いっていうんですか、どういう形を想像してるのか、ちょっと想像つかないんですけども、別々で事業を展開していくのか。

山下住民生活課長補佐

まだ、かっちり決まっちゃいないんですけども、先程、その2階建てというふうに申し上げていたんですが、まず、例えば、乗り合いタクシーの制度を利用した場合に、一般的なハイヤーですと今初乗りで720円掛かっていて、これが乗り合いタクシーという制度を利用すると一般的なハイヤーと同じように利用させていただいて、まだその料金設定は今後協議会で決めていくことになってますが、720円で一般のハイヤー運行するところが、例えば、300円とか200円とかっていう料金で、利用できる制度が2階建ての部分と

してできるっていうのが、乗り合いタクシーとか自家用有償運送という仕組みです。

それに対して、利用者負担が200円って例えば出たとすると、更に、軽減措置の必要な高齢者ですとかのハイヤー運賃助成制度の方たちは、200円に対して、1千円未満であれば、1枚のチケット100円を利用することで、100円で利用できますよという、そういう2階建てをイメージしておりますので、ちょっと720円だと分かりづらいんですけども、例えば、5千円ぐらいハイヤーを利用したんだけど、乗り合いタクシーを利用した時に、仮に2千円ぐらいになったと。その2千円に対して、ハイヤー運賃制度でいう利用区分に応じて、チケット2枚を200円を負担することで、最終的には高齢者ですとか負担軽減の必要な人は、結果的には、乗り合いタクシーの制度も3千円ほど負担をしていただきつつ、負担というのは公費負担がありつつ、そして、更に1千800円のハイヤーでの負担を町がするので、最終的には200円になっていくというような仕組みになりますので、今まで5千円掛かっていて、5枚チケットが必要だったところが、2千円を基準にして2枚のチケットが必要になるので、そこでもやはりハイヤーチケットの枚数が実質増えるというような仕組みにしたいなどは思っていますので、あそこもやはり制度が整ってから、全てのバランスを考えながら、このハイヤーのチケットの枚数も検討していきたいというところです。

植村委員

それは、事前予約するデマンドとは、切離した考え方でやっていくということですか。

山下住民生活課長補佐

厳密に言いますと、この乗り合いタクシーにしても自家用有償運送にしても、どちらもデマンド型交通っていうんですけれども、予約をして乗るということになります。

ただ、予約といいますか、例えば、今も普通に営業用のハイヤーさんを乗る時も電話して予約をするっていうのは前提ですので、同じように乗り合いタクシーも予約をして乗車して、制度の適用を受けるということに関しては、何ら変わりはないですし、ハイヤーの利用助成に関しても同じような仕組みです。

高橋秀之委員長

よろしいですか。

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、幌延町地域公共交通計画策定に係る進捗状況についての件は、以上とします。

ここで、昼食のため、13時まで休憩します。

(11時45分 休憩)

(13時00分 開議)

休憩を解いて会議を再開します。

次に、(3)保健福祉課所管 ①第9期幌延町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画及び介護予防奨励事業についての説明をお願いいたします。

島田保健福祉課長

それでは、第9期幌延町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画及び介護予防奨励事業

について御説明をさせていただきます。

介護保険制度は、保健医療福祉の各サービスが総合的、一体的に提供され、社会全体で介護を支えていく仕組みとして、平成12年度から開始されて以降、3年を1期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する市町村計画の策定が、介護保険法において義務付けられております。

現計画であります令和3年3月に策定いたしました第8期の計画期間が本年度末をもって満了することに伴い、策定作業を進めております第9期幌延町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の案がまとまりました。

本計画は、第8期計画期間の介護給付の実績や令和4年12月に実施しましたアンケート調査結果などを踏まえ、第9期の令和6年度から令和8年度までの3か年の計画を策定するものでございます。

第9期における第1号被保険者の介護保険料につきましては、国の社会保障審査会介護保険部門において、保険料に関する見直しが検討され、令和6年度から、保険者の標準段階が現行の9段階から13段階として、進めることとなったほか、介護報酬改定などの影響により、本町においても保険料の見直しを行っております。

また、令和6年度より幌延町独自の新たな取組として、介護保険被保険者となりながらも、1度も介護認定を受けていない90歳以上の高齢者を、元気に自立生活を営む高齢者として表彰することを目的とした介護予防奨励事業を進めることといたしました。

本計画案並びに介護予防奨励事業の概要につきまして、担当の斎藤より御説明させていただきます。

斎藤社会福祉係長

それでは、私から、第9期幌延町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画及び介護予防奨励事業について御説明させていただきます。

まず、第9期幌延町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画につきましては、厚いA4縦の厚い部分なんですけど、素案を御覧ください。

これに沿って御説明させていただきます。

一枚めくると目次になりますが、本計画は、第1部総論、第2部高齢者福祉施策の展開、第3部介護保険事業の見込み、第4部計画の推進の4部構成となっており、それぞれポイントとなる部分を御説明いたします。

3ページをお開きください。

3ページから始まります第1部総論ですが、第1章計画策定にあたってにございます計画策定の趣旨につきまして、少々お話しいたします。

全国で人口減少、少子高齢化が進む中、本町でも令和4年に高齢化率は3割に達し、今後も上昇する見込みとなっており、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みが介護保険制度となっておりますが、最近では、老老介護をはじめとし、複雑化した問題を抱える世帯が増加し、高齢者を取り巻く環境や介護ニーズは変化し続けております。特に団塊の世代が後期高齢者になる令和7年、そして団塊ジュニア世代が高齢者になる令和22年を迎えるにあたり、持続可能な制度運営が求められております。それに対して、国は、それぞれの地域の実情に応じたサービス基盤を整備し、住民同士が支え合いながら暮らしていける

地域共生社会の実現を目指しており、本町もそれに準じ、令和5年度に最終年度を迎える第8期計画の続きとして、令和6年度から8年度の3年間の期間とした第9期計画の策定を進めていくこととしております。

5ページをお開きください。

5ページ、6ページでは、本計画策定に向けた国の基本指針を踏まえ、本町の3つの基本指針を示しています。

1 介護サービス基盤の計画的な整備では、(1) 地域の実情に応じたサービス基盤の整備、(2) 在宅サービスの充実。2 地域包括ケアシステムの深化推進に向けた取組では、(1) 地域共生社会の実現、(2) 医療介護情報基盤の整備、(3) 保険者機能の強化。

6ページをお開きください。

3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上を掲げております。

本計画は、前回の第8期計画から大幅な変更はないものの、本計画については、今述べましたこの三つの基本指針に注目した内容としております。

8ページを御覧ください。

8ページからは、第2章本町の高齢者を取り巻く状況について示しており、これまでの高齢者人口、世帯の推移、12ページからは、要支援要介護者の推移、介護保険サービス費等の見込み状況について記載しております。15ページから17ページでは、要介護認定者数、認定率、介護サービスの受給について、幌延町と全国、北海道、そして、近隣市町村との比較を記載しております。

続いて19ページを御覧ください。

19ページから27ページにつきましては、令和4年度に町内在住の高齢者604人に行ったアンケート結果の一部を掲載しております。

内容としましては、要介護リスクの傾向や外出頻度、また、食事をするときの人数、介護予防のための通いの場への参加頻度、在宅生活の継続に必要なと感じる支援、サービスなどについて答えていただいております。

続きまして、30、31ページを御覧ください。

30、31ページには、これまでの現状、そして先ほどのアンケート結果等を踏まえ、第3章計画策定における方向性の整理をまとめております。

ページ進みまして、32ページ。

32ページからは、本計画期間中である令和6年度から8年度における高齢者の要支援、要介護者、要介護認定者、介護サービス量の見込みの推計値を記載しております。これらを踏まえた上で、39ページには、本町の基本理念、第6次幌延町総合計画の保健福祉医療分野の基本目標である穏やかな暮らしをともに支えるを掲げ、次のページ40ページには、それを達成するための4つの基本目標、1 健康づくりの推進、2 地域包括ケアシステムの強化・深化、3 地域で安心して生活できるまちづくりの推進、4 介護保険事業の推進を定め、隣の41ページには、施策体系として、目標達成のための事業を並べております。

45ページをお開きください。

45ページからは、第2部高齢者福祉の施策の展開に移りますが、先の4つの基本目標

達成のための具体的な施策、そして事業の内容と目標計画値等を記載しております。例を挙げますと、基本目標1健康づくりの推進では、保健師等による予防事業や各種検診を継続することなどを、基本目標2につきましては、51ページ、基本目標2地域包括ケアシステムの強化進化では、在宅医療、そして介護との連携推進や生活支援、介護予防サービスの基盤整備の推進など。

54ページから記載しております基本目標3地域で安心して生活できるまちづくりの推進では、高齢者の人権を守るため、成年後見制度利用支援や日々の除雪や給食、緊急時対応や見守り等の生活支援、そして、家族介護者、いわゆる、ケアラーの支援、そして老人クラブの運営補助や長寿お祝い金事業の継続を記載しており、最後の基本目標4介護保険事業の推進では、現状、町内外で行われている各種介護サービスの利用状況や地域包括支援事業、包括的支援事業の取組状況や実績等を記載しております。

続いて、75ページをお開きください。

ここからは、第3部介護保険事業の見込みについてでございます。

本計画期間中の訪問介護、ヘルパーや通所介護、デイサービスなどの居宅介護サービス費をはじめ、特別養護老人ホームなどの介護老人福祉施設等の利用料見込みのほか、町が介護予防、日常生活支援のために行う地域支援事業費の見込みを掲載しております。

77ページを御覧ください。

77ページからは、介護保険料の仕組みについて触れています。

国や北海道、そして本町の公費による負担を含めた介護保険の財源の説明や81、82ページでは、65歳以上の第1号被保険者に納めていただく介護保険料の標準月額を、5,700円、年額にいたしますと6万8,400円とし、この算定式について、記載しています。

続いて83ページを御覧ください。

こちらが第9期計画の介護保険料の年額の一覧表となります。

介護保険料額について、詳しく御説明いたしますので、まちづくり常任委員会資料②というA4横のこちらの資料がございますので、83ページと併せて、御覧ください。A4横の右側に資料②と書いてある資料でございます。

タイトルは、第9期介護保険事業計画期間における制度改正及び計画概要についてでございます。表紙をめくってください。

タイトルは、【参考】第9期計画期間における第1号保険料（標準13段階）となっております。

これは国の厚労省の資料に基づいておりますが、これまで65歳以上の1号被保険者の介護保険料の標準段階につきまして、被保険者の収入に基づき、第1から第9までの9段階を設定しておりましたが、本計画策定にあたり、令和6年度から標準段階を9段階から13段階に変更いたしました。これは介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、1号被保険者間での所得再分配機能を強化するという一方で、低所得者の保険料上昇の抑制を図ることを狙いとしております。

図を見ますと、右側、新たに設定された高所得者が対象となる第10から第13段階で増加した保険料分、赤い部分です。こちらの赤い部分を、左側、第1段階、第3段階の低

所得者の保険料を抑制、減額するために充てる青い部分ということにする考え方です。各段階の対象者につきましては、この表の一番下に課税状況、そして合計所得金額が記載をされています。併せまして、国は、現在、不足する介護人材確保のために、現場の職員の給与の増額など処遇改善をするため、各種介護サービスに係る介護報酬額の増額を決定しております。このことから、町としましては、本計画策定にあたり、今後の被保険者数の減少、そして介護サービス費の増加を見込んだ上でこれまで積立ててきました介護保険準備基金を活用し、第5段階に当たる介護標準月額を前記8期に比べ300円増の5,700円、年額6万8,400円と設定し、13段階につきましては、この標準年額に掛け率、第1段階から0.285、最も高い第13段階から2.4を用い、算定しております。

資料②の次のページを御覧ください。

このページには、上段に本町の介護保険料基準額の経過、第5期から9期について、そして下段に宗谷管内の市町村及び近隣市町村との比較を掲載しております。

宗谷管内、そして北海道の基準額の平均は5,600円程度と聞いております。それぞれ各自治体は、前期に比べ増額、減額、据置きというそれぞれの変更がございますが、本町も同様でございますが、ほとんどの自治体が介護保険料の上昇を抑えるため、これまで積立ててきた介護保険準備基金を取り崩すという形を採っております。この介護保険準備基金に関しまして、本町では、4,400万円ございまして、このうち、今回、40%にあたる1,846万円を取崩し、5,700円にしております。残額は、次期計画以降の保険料上昇の抑制に取り崩すために残しておくという考え方を採っております。保険料の説明は以上となります。

計画素案の87ページにお戻りください。

最後になりますが、第4部計画の推進では、介護保険の円滑な制度運営のための方策を掲載しております。

難しい介護保険制度を分かりやすく説明するパンフレット等を使って周知することや、保健医療福祉の関係機関との連携の強化をかけるほか、介護保険事業の適正な運営を図るための計画策定委員会の実施、計画の評価や見直しについて記載しております。

これで本計画素案の説明は以上となります。

続きまして、新規事業の幌延町介護予防奨励事業について御説明いたします。

A4横になっておりますタイトル幌延町介護予防奨励事業についてを御覧ください。

まず、表紙をめくっていただきますと、本事業の概要は、本町の65歳以上の介護保険第1号被保険者のうち1度も介護認定を受けていない90歳以上の高齢者を「介護予防の実現者」と讃え、元気に自立生活を送る高齢者のお手本として認定し、奨励金10万円を給付するものです。町では、一人でも多くの高齢者が元気な状態を長く保ち、生涯町内で過ごしてもらえよう、保健事業や介護予防事業を進めております。

現在、65歳以上の介護保険第1号被保険者は、町内に約650人おりますが、このうち90歳以上で介護認定を受けていない人、介護サービスを受給しておらず、公費負担を利用していない方は全体の1.2%ほどです。本事業を実施することが、高齢者の生活に張りをもたらし、健康寿命を延ばす意欲、動機付けにつながることを目的としております。

(1) 給付対象者は、本町の被保険者で、1度も介護認定を受けていないもの。

ただし、介護保険適用除外施設の北星園入所者やその他福祉サービスを受給しているものは除きます。このうち令和6年度中に90歳に到達する者、現時点では6名、そして令和6年度に限りませんが、既に90歳に到達している者、現時点で11名となっております。

また、幌延町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例に基づき、各種町税等の滞納がないものとしたします。

続きまして、(2) 奨励金額は一人当たり10万円です。金額の算定根拠としまして、町内で新規介護認定を受ける方の平均年齢が約80歳でありまして、そこから10年間、介護保険料を納めた場合、介護保険料段階第1段階の年額がおおよそ約2万円となっており、10年間で通算20万円となります。この50%の10万円を奨励金額と設定しました。健康寿命を長く保ち、介護認定を受けていないということは、介護、医療にわたり各種保険料の抑制に貢献されております。

(3) 表彰基準と給付方法案ですが、表彰基準日は令和6年度中に90歳に到達する人は、その人の誕生日を、既に90歳に到達している人は、令和6年4月1日を基準日といたします。ただし、90歳にこれから到達する若しくは既に90歳に到達している人が本町に転入してきた場合、すぐに対象者とはせず、一年間の町内に居住した後、対象に加えることとするような条件をつけようと想定しております。また、給付方法は、基準日を迎えた対象者と日程調整を行って訪問し、町長等が奨励金と賞状渡すことを想定しております。

最後、(4) 総事業費は170万円としております。現時点で介護認定を受けておらず、令和6年度中に90歳になる人が6名、既に90歳に到達している人が11名おり計17名が対象になります。既に90歳に到達している人を対象にするのは令和6年度のみで、7年度以降事業を実施する場合は、その年度中に90歳に到達する人のみを対象者としたします。支出に関しましては、介護保険特別会計の事務費から出すこととし、一般会計繰入金から町単費で充てることとなります。

私からは、説明は以上となります。

高橋秀之委員長

はい、ありがとう。

ただいまの説明について何か質問ありますか。

深澤委員

2点お金の話なんですけど、質問いたします。

最初に介護保険の300円の値上げについてなんですけど、この表を見るとですね、関連町村で、上位の金額に該当するんですよ。他の町村は、現状維持か値下げをしているのに、我が町だけ何で上位の方にランクインされて、これ300円の値上げに関して、何か値上げをしないという努力をしたのかしないのか。それが1点と、先ほどの奨励事業についてですね。積算根拠は概ね20万円ほどって、お伺いしたんですけど、高齢になって10年間一生懸命頑張ったんだから、10万じゃ少ないんじゃないかって私は思うんですけど、この辺の値上げをする希望というか、何か手立てはないんですか。20万も掛かっていて、せめて15万ぐらいにするとかさ。20万も介護保険料払ってて、生命保険でも、戻ってくるっていう感じはするんだけど、いかがでしょうか。

斉藤社会福祉係長

はい、お答えいたします。

まず、最初の御質問ですが、介護保険料、幌延町では300円増、値上げをしない努力はあったのかということをございますが、この表を見る限り、上から3番目の金額となっております。300円を上げる根拠といたしましては、やはり、うちの町の介護サービス給付費が伸びるということ。それと、介護被保険者第1号の人数が減少すること。それを考えた上で、先ほど少し御説明いたしました準備基金を取り崩さない場合6,500円というふうになってしまいまして、そこから準備基金を幾ら使って幾らまで落とすかという協議を理事者協議等含めてやってきました。全国的にもですね、介護報酬を上げる、介護施設で職員の給与を上げるということで、保険料は上がるということを踏まえまして、本町では300円の増額というふうに設定させていただきました。

ほかの町にもですね、上げた町、据置きした町、下げた町に聞きましたら、皆さん、基金の取崩しをして調整をしております。その取崩しをする額が、多いところでは80%をこの期でやってしまうというところもあったりですね、いやいやそこまではできないから、30%にしようとか50%にしようとかっていうところもございまして、うちの町は、先ほども1番最初に申しましたとおり、介護給付サービスが上がると見込んでおりますので、300円の上昇は、仕方がないかなというような形で設定した次第でございます。

2点目の介護予防奨励事業の奨励金につきましては、積算10万円では少ないのではないかというお話でした。本町では、介護保険ではなく、一般会計の方で、長寿お祝い事業をしております。77歳には商品券1万円、88歳には3万円、99歳には5万円の商品券をお渡ししております。そこから鑑みまして、介護保険の認定を受けていない90歳以上の方が1.2%しかいない17名しかいないというところで、当初は5万よりもちょっと高くしようかということで、10万円まで引上げたという経緯がございまして、その旨で10万円というふうに設定したところでした。以上です。

深澤委員

今の説明で、十分理解はしたんですけど、この基準額を上げることにに関して、事務レベルで300円って言うけど、負担する側にしては、やっぱり大きな額なんですよ。だからその辺をきちっと町民に説明してあげる。広報なんかも使ってですね、十分な、町民に理解しやすい説明をお願いしたいなと思います。以上です。

斉藤社会福祉係長

この後ですね、この素案、今お話したとおり、3月の下旬、計画としては、5日ぐらいにパブリックコメントを予定しております。その中で、この素案をお示しすることと、それと広報4月号5月号、そして、介護保険の事務費として、パンフレット購入費用の予算を取っておりますので、65歳以上の方皆さんに分かりやすいようなパンフレットを送付する予定でございます。

深澤委員

今、パンフレットの話出ただけで、そのパンフレットの購入の費用にどのぐらい掛かるんですか。

齊藤社会福祉係長

介護保険特別会計の中で、すいません、ちょっと正確な数字ではないんですけども、20万円から30万円ですね、パンフレット一つ、結構値段がして、幌延町の名前を入れて幌延町独自の介護保険料の金額を入れて、ちょっと金額が上がってしまうんですけど、それが今回の令和6年度の新年度予算に計上しておりますので、それを使って、パンフレットをお配りしたいと考えております。

深澤委員

パンフレットにお金を掛けるとか、もう少し町の方で経費を掛けないでやっていく方法はありますか。

齊藤社会福祉係長

これまでは、パンフレットにお金を掛けず、白黒のA3一枚の紙に、こちらで作成したものを使っておりました。

そのパンフレットは、20ページから30ページございまして、カラーであって、保険料だけではなく、それぞれヘルパー、もしくは訪問看護、通所介護等のこれからサービスを使われる方がどんな使い方があるか、介護認定を受けるにはどのような方法があるかということも踏まえた形のものが載っていますので、保険料だけではなく、これから介護保険を必要とする方に向けたものとなっておりますので、少々お金は使わせていただきたいなと思っております。

深澤委員

私が言いたいのは、お金を掛けたら何でも作れるんだよ。その経費を掛けないでの方法はないのかっていう質問なんですけど。

島田保健福祉課長

今までどおり、ホームページですとか、先ほど齊藤の方からも説明したとおり、広報なんかの折込も進めていくというふうには考えております。ただ、先程、齊藤の方から説明あったとおり、今回、介護保険料の見直しが大幅にあったということで、その辺も、ちょっと詳しく、ちょっと分かりづらいのかなという部分が町民の方は、分かりづらい部分が多分多いだろうと、その辺も踏まえて、9段階から13段階に変わりました。そして、こうこういうふうに保険料の算出をしましたということで、今回は、ちょっと、その辺も町民の方に、広く周知させていただいて、分かりやすくするパンフレットを作成したいというふうに思っていますので、よろしくお願ひします。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

西澤委員

奨励金(2)の、先程、説明にあった町税等なのかな。

町税等滞納の方は対象ではないというような話があったんですが、第1段階での方だと、本人は町民税非課税で80歳から90歳で納めた1年間約2万円の10年間20万円の半額10万円なので、可能性があるということですか。その町税等滞納者が現在いるのか、それとも想定したら、そういう方はあり得るのかっていうところを1点ちょっとお聞かせください。

斉藤社会福祉係長

この17名というのは、90歳以上の名簿から介護認定を受けていないという条件で探しているの、これが最大の人数となります。

そして、幌延町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例、町税等の滞納がないかどうかというところなんですけども、こちらにつきましては、ほかの補助とか、ハイヤー助成とか、出産祝い金とか、そういったことに倣いまして、税金の滞納がないっていう方に給付するという条件を付けております。最後に、町税等の滞納があるかどうかというの、ちょっと調べてみないと分からないんですけども、こちらの方で勝手に調べることはできないので、対象になる方に、調べてよろしいかというのは、ほかのこういう給付のサービスでも申請書を書いていただいているので、そこで一筆頂いて、その上で調べさせていただいて、給付対象するかしないかというところを判断したいと考えてます。

西澤委員

そこで1点、例えば、ハイヤー利用等の助成を受けている方で、そういう滞納者がある場合は、こういうサービスを受けませんよっていうのは分かるんですけど、例えば、奨励金の場合、逆に言うと奨励金に値する方がいて、10万円を奨励金として与えられるっていう方であれば、例えば、そういう滞納があるのであれば、そこから滞納の分をもらう、徴収するっていう考え方にはならないですか。

斉藤社会福祉係長

すいません。その部分は、検討はしていなかったのですが、他のお祝い金は商品券なんですけど、祝い金であったり、福祉灯油の助成等も、これまでは、そういったことはしたことはなかったっていうのが現状でありまして。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

齋賀委員

今の奨励金のことなんですけど、やっぱり10万円頂けるって聞いて、滞納あるかどうかを調べてもいいですかって聞かれて、いや今払うわって言う。そしたら、それですっきりするかもしれないですよ。その高齢者。やっぱり、そういう良い方向に行くのであればいいと思うんですけど。

そもそも、この奨励事業は、高齢者の希望だったんですか、それとも、介護福祉計画策定委員さんの案だったんですか。それとも、事務局というか、役所の皆さんの考えで出てきたんですか。

斉藤社会福祉係長

御質問お答えします。

まずですね、17名の方の中に、今現在、滞納を確認できる方は、介護保険料に関してはおりません。そして、この事業に関して、発案したのは、こちら町側の事務局でございまして、どのようにしたら、介護保険料そもそも下げられるかっていうところを考えたときに、介護保険のサービスを使う方が多い町では、介護保険料が高くなってしまうと、それであれば、なるべく介護保険サービスを使わない。そのために、包括支援の係と生活支

援事業、予防事業、保健福祉の方でも、予防推進の事業を進めてございまして、それが健康寿命が延びていけば、介護保険のサービスも、そして医療保険の給付費も下がるということで、何かこう目標にならないかなというところで考えたときに、ぱっと思い浮かんだのが、90歳以上ってどれくらいいるのっていうふうには調べたときに、想像していたよりも多かった。幌延町は元気な高齢者が多いっていうふうには言われてるんですけども、そこで、是非、こういうふうには1.2%という、すごく頑張ってくられた方なんですということ、表彰に讃えられる方ではないかということ、ちょっと、お話を上げさせていただいた次第です。

#### 齋賀委員

はい、分かりました。

あともう2点はですね、この福祉計画の分厚い方ですねA4の。これの19ページにアンケートで高齢者等のニーズとか意識を調査されたんですけど、この高齢者が望んでいるニーズとか意識には、どうやって、計画の中で答えていくんですか。できることとできないことがあるんだと思うんですけども、例えば、25ページのニーズ調査で、安価で借りることのできる集合住宅利用したいよという人が皆さん多いですよ。こういう方たちに、どうやって応えていこうとしたニーズ調査だったのか。ただニーズが何だったかっていうだけを知りたくて、こういうアンケートを取ったのかをお聞きしたいと思います。

それから、64ページに、長寿御祝事業ありますよね。ここには、長寿まつりのことを書いてあるんですけども、健康寿命を延ばすとこの1年に1回だけですね、幌延町内のあちらこちらから、お年寄りの方が集まって、久しぶりに会ったねと。特に去年は、コロナで、久しぶりの開催で、いやあの人、お元気だったんだねって、久しぶりに会えて良かったねっていう方が一杯喜んでる声が聞こえたんですけども、会の持ち方ですね、1時間、1時間半ね。例えば、去年のテーブルに上がってるものを、なかなか、年配の方、手を付けないで、みんな持って帰りましたよね。かなり暑かったのに。飲物にしても。

だから、もっと飲みやすくするというか、もっと食べやすくするとか、そういう方法も考えてあげれば、高齢者の方、もっと喜ぶだろうし、このお祝い金もですね、100歳以上の人もいるわけだから、100歳になったら、また、お祝い金当たるんだよというふうな、そういう喜びの場面を増やしていいのではないかと思うんですけども、この中身についての検討とかそういうのは、毎年毎年行って反省して、次の新しい年度の長寿まつりとか開催しているのかお伺いします。

#### 斎藤社会福祉係長

まず、アンケートにつきましては、高齢者の居住環境につきまして、こちらのページに載せているのは、あくまで一部のものになります。この居住のことにに関して、アンケートでどのような内容を聞いたかと御説明いたしますと、在宅生活が不安になったとき、望む生活場所、今の場所で住み続けたい、もしくは、町内で生活の場を変えたい、町外に変えたい、それと、安価で借りることのできる集合住宅の利用意向、安価で借りる集合住宅があれば利用したいか、したくないか、分からないと。で、したい場合は、幾らまで、家賃を出すことができるか。また、希望する入浴設備、部屋に自分だけの風呂があるものがあるのか、もしくは、共有の大きなお風呂があればいいのか等を聞いてございます。

その中で、このアンケートを受けて、理事者協議等も行って、ニーズとして、見守りをしてもらえる高齢者の住宅があったらいいのではないかっていう声もあったり、ただ、最近、今住んでいる家を離れたくないとか、冬の除雪さえ乗り切ることができれば、今の住居で大丈夫ではないかという声も様々出てきております。

住宅を誰かが保健師や管理人などが見守るものがあるのか、それとも、アパートのようなものであればいいのか、また、今、更新に向かっているんですけども、お風呂の関係等も含めまして、なかなか、検討をして、まだ明確に示すことができないということで、この計画では、検討を進めるというような本文にはさせていただいております。

また、長寿まつりに関しまして、令和5年度に行った長寿まつりは、お菓子は袋に入れて、それぞれ持ち帰るという形にしております。飲物も小さなペットボトルを置いて、お渡ししております。それ以前は、御飯を食べてお弁当ですね、御飯を食べて、お菓子が皆さんで取るような形で、そして、お酒もあったりとしたんですが、令和3、4とコロナの関係で中止しており、令和5年度、初めてコロナ明けで開催した年になりまして、このときに考えたのが、まだコロナが落ちついていなかった、町内でも出ているというような状況だったので、今年度は、お菓子、お弁当も出しているんですけども、その場で、食べずに持ち帰っていただく。飲物にしても、コップに注いでいたんですけども、それも、感染予防の観点から、それぞれの一つのペットボトルにするというようなスタイルを採らせていただきました。

これが終わった後、令和6年度ではどういうふうにやっていくかっていうのは、町内と近隣の状況を見ながら、少しずつ前の方向に戻していけばいいなというのは、終わった後、協議したところでございます。併せまして、近隣町村に話を聞きますと、令和5年度もやらなかったというところもあったり、同じように短縮して、また、持ち帰りをするという近隣市町村がほとんどだったので、このような形にさせていただきました。

最後に、長寿お祝い金の件ですが、77歳88歳99歳に商品券を渡しております。

100歳以降、令和6年度に確か100歳に到達する方がいらっしゃるはずだったと記憶してるんですけども、国の方からの表彰はあると思うんですけども、町の方では今のところございません。この部分に関しては、検討。

(「するのか、しないのか」の声あり)

そうですね、今のところは、考えていなかった部分でございますので、そのようにお答えいたします。今のところそのようには考えていないということで、はい。以上です。

#### 齋賀委員

考えてないっていうことを言われたんで、考えてほしいと思いますけど。ニーズ調査、アンケート調査だけをここに公表するんじゃなくて、やっぱり高齢者の方のそういうニーズがあったんだから、それに少しでも応えられるような計画書になってほしいというか、なかったら、今後、それを考えてほしいなと思っています。

今聞いたところによると、ニーズ調査して、また、更に話を聞けば、今住んでいる家に住みたいと、除雪さえちゃんとしてくれれば、そこでも住みたいんだっていう人もいるというニーズ調査をしたら、また、更にニーズが出てくるような場合ですから、やっぱりア

ンケート調査だけで終わらせないで、更に発展させて、高齢者の方々の意向に少しでも近付けるように今後なってほしいなど思っていることをお話しします。

野々村町長

はい、御意見を賜りました。

今までも、それぞれ、そういうニーズがあって、そういう集合住宅的賃貸住宅、高齢者の賃貸住宅という形で進められないかということで、全て補助金が出ない単費になる事業なんで、やっぱり、そこは、もう少ししっかりということで、第1回目にニーズ調査、アンケート調査をした時には、今より、そういう所があったら、移り住みたいということがあったんですけども、今期、この令和4年のアンケートをやった時には、あるのであれば、そういう所に移りたいけども、したら移るんですかという問いには、今の家から移りたくないという方が多くて、需要が、大分、少ないんじゃないかということが、垣間見えたっというところは、実際のところあります。

ただ、その中にでも、やっぱり、冬季間でも、農村部からでも出てきて、入りたいという要望も聞いてますし、それぞれ、そういう需要があるのであれば、何か、今後考えていかなければならないということ自体は、一生懸命、打合せをしておりますけども、今の住宅事情全てを網羅して、全て、ぽつとを建てるということはできませんので、今期計画にも書きませんでしたけども、やっぱり、そこはもっと前進めて、どのような、需要の方々がいるかということも踏まえながら、そういう傾向で考えていきたいと思っております。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、第9期幌延町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画及び介護予防奨励事業についての件は以上とします。ありがとうございました。

次に、②幌延町障がい者総合支援計画についての説明をお願いします。

島田保健福祉課長

それでは、幌延町障がい者総合支援計画について御説明させていただきます。

本町では、障害者福祉に関する各種計画や事業を展開し、総合的な支援を進めておりますが、多様化するニーズに合わせたサービスの提供が求められているほか、国において、障がい差別解消法の改正や第5次障害者基本計画が閣議決定され、共生社会の実現に向け、障がいのある人が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して、自己実現できるよう支援するとともに、障がいのある人の社会参加を制約する社会的障壁を除去するための施策の基本的な方向が示され、地域住民に障がいに対する理解を深めつつ、様々な場面において一人一人の状況に応じた、合理的配慮の提供を促進していく必要があると考えています。

こうした背景を踏まえ、障がいの有無にかかわらず、それぞれの個性を尊重し合いながら共生する持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、また、昨年7月に実施したアンケート調査結果などを基に、幌延町障がい者総合支援計画案をまとめました。

本計画案の具体的な概要につきまして、担当の柏谷より御説明させていただきますのでよろしく願いいたします。

柏谷社会福祉係主事

それでは幌延町障がい者総合支援計画、第2次幌延町障がい者基本計画、第7期幌延町障がい福祉計画、第3期幌延町障がい児福祉計画素案について御説明します。

お手元に配付しております幌延町障がい者総合支援計画素案により、説明させていただきます。一緒に配布しております幌延町障がい者総合支援計画の概要版につきましては、参考としまして、お時間のあるときに御覧いただきたく思います。

本計画は、現行計画同様、障害者基本法第11条第3項に基づき、障がい者施策の基本方向を総合的体系的に定める中長期的な市町村障がい者計画と障害者総合支援法第88条第1項の規定による市町村障がい福祉計画、児童福祉法第33条の20第1項の規定による市町村障がい児福祉計画を一体的に策定しております。

それでは、具体的な中身の説明に移ります。

幌延町障がい者総合支援計画素案を御覧ください。

計画書の表紙をめくっていただきますと目次がありますが、本計画は、大項目として、全5部構成となっており、各部の中に関連事項を記載しております。

3ページをお開きください。

3ページでは、第1章計画の概要、1計画策定の趣旨では、変化する法令や地域状況などの背景を踏まえ、計画を策定するなど経緯について記載しております。

4ページをお開きください。

2計画の位置付けでは、本計画の法的位置付け幌延町総合計画、幌延町介護保険事業計画など関連する計画との整合性を記載しております。

5ページを御覧ください。

3計画期間では、3計画の期間は、2024年度から2026年度までの3か年と定めています。

4計画の策定体制では、計画の策定に当事者の声を反映させるため、アンケートを実施し、町民の声を反映させるため、幌延町障がい者自立支援協議会において審議したことを記載しております。

6ページをお開きください。

6ページから13ページにかけて、第2章幌延町の障がいのある人を取り巻く現状では、本町における平成30年度から令和4年度の人口世帯、各種障害者手帳所持者数、保育、教育、相談支援等の推移について記載しております。

16ページをお開きください。

16ページから31ページにかけて、昨年7月、8月に実施したアンケート結果について記載しております。

35ページをお開きください。

35ページから36ページにかけて、第2部第2次障がい者基本計画、第1章計画の基本的な考え方では、(1)地域で自立を目指せる体制の構築、次のページを御覧ください。(2)誰もが地域で安心安全に暮らせる環境整備、(3)地域でともに暮らしていく社会の実現に向けて、以上三つの方向性とすることを記載しております。

また、次ページでは、2基本理念として、総合計画では、基本構想において、『共に拓

き、共に創り、未来へつなぐ！～笑顔と希望に満ちあふれるまち ほろのべ』を将来像と定めていることから、障がいのある人がこれからも住み慣れた地域で暮らしていくためには、地域で暮らす全ての人自分らしく、互いに認め合いながら、誰にとっても暮らしやすいと思えるまちづくりができるよう、引き続き、基本理念を『誰もが自分らしく、やさしさに包まれて暮らすことができるまち ほろのべ』とすることを記載しております。

38ページを御覧ください。

3基本目標では、基本理念の実現のため、三つの目標を設定し、基本目標1自立した地域生活への支援では、一人一人のニーズに対応できるよう支援体制の構築及び就労に関する支援体制の在り方など検討すること。基本目標2安心して生活できるまちづくりでは、一人一人の状況やライフステージに合わせた切れ目のない支援体制の充実強化及び環境整備に推進すること。基本目標3地域でともに生きるでは、社会的障壁を取り除くための啓発活動の推進や理解促進に努め、社会的な孤立防止のため、支援体制の構築などについて記載しています。

また、39ページ、4施策体系として、各基本目標に関する施策と事業取組について図表で表しています。

40ページをお開きください。

40ページから49ページにかけて、第2章施策・取り組みの展開として、基本目標1自立した地域生活への支援、基本目標2安心して生活できるまちづくり、基本目標3地域でともに生きるを目標とし、各目標を達成するための取組を記載しております。

53ページをお開きください。

第3部第7期障がい福祉計画、第1章第6期障がい福祉計画の振り返りでは、目標は国の指針に準じたものとしており、第6期障がい福祉計画の成果目標の進捗状況を、53ページから58ページにかけて図表で表しております。

続きまして59ページをお開きください。

第2章第7期計画の基本方針と成果指標、1障がい福祉サービス提供体制確保の基本方針は三つ掲げております。

また、59ページから64ページにて、2026年度の成果指標として、国の指針に準じて成果目標を七つとし、本町の実情に応じた数値目標を設定しております。

65ページをお開きください。

第3章障がい福祉サービスの見込量と確保方策、1サービス提供体制整備の基本的な考え方では、アンケート及び利用実態などから、計画期間におけるサービス提供量を見込んでいること。併せて、サービスの分類について記載しています。

66ページをお開きください。

66ページから77ページにて、2障がい福祉サービスの見込量と確保の方策として、実際に各種サービスの見込みを記載しています。

78ページをお開きください。

78ページから86ページにて、第4章地域生活支援事業の見込量と確保方策では、必須事項10項目、任意事項1項目について記載しています。

見込量としましては、先ほどの障がい福祉サービスと同様の考え方で見込んでおります。

89ページをお開きください。

89ページから90ページにて、第4部第3期障がい児福祉計画、第1章第2期障がい児福祉計画の振り返りでは、第2期障がい児福祉計画の成果指標に対する進捗状況を図表において比較しています。

91ページをお開きください。

第2章第3期計画の基本方針と成果指標、1障がい児支援の提供体制確保の基本方針では四つ掲げております。

また、91ページから92ページにて、2026年度の成果指標として、国の指針に準じて、成果指標を一つとし、本町の実情に応じた数値目標を設定しております。

94ページをお開きください。

94ページから96ページにかけて、第3章障がい児福祉サービスなどの見込量と確保方策では、各種サービスにおける実績と来期見込値を記載しております。

99ページをお開きください。

第5部計画の推進、第1章計画の推進のための方策では、国が示す基準指針、直近の障がい福祉施策の動向、また、幌延町の状況などを踏まえて五つ掲げております。

101ページをお開きください。

101ページでは、第2章計画の推進体制、1サービス提供体制では三つ掲げております。

2進捗管理は、PDCAサイクルのプロセスを循環させながら、効率的かつ効果的な施策の推進を行うことを記載しております。

105ページをお開きください。

105ページからは資料編となりまして、策定経過、幌延町自立支援協議会委員名簿と設置要綱、また、用語説明として計画に記載している用語について説明しています。

以上で、本計画の説明を終わらせていただきます。

高橋秀之委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明について何か質問はありませんか。

齋賀委員

17ページ(2)支援が必要なとき、18ページでは、主な介助者についてとありますが、支援が必要なときってというのは、介護者が必要なときって意味なんですね。

清水包括支援係長

今の御質問についてお答えします。

こちらはですね、あくまで御本人に対してっていうところでの回答になっていまして、17ページの図表ですと、手帳の所持者の方が支援と感じる時はどのようなときですとか、療育手帳の所持者なのか、このところで、それぞれの手帳所持者がどのように感じるかということで、例えばですね、精神障がいの方では、お金の管理とかで支援が必要だと感じるのか、そういうものになっております。

次のページの18ページですね。

主な介助者っていうところがですね、介助が御本人が必要だってなったときに、どなたが

介助してもらってますかっていうところで、配偶者の方が多いとか、そういうことになっているものになります。以上です。

植村委員

幌延で障がいのある人達というのは、年々、人口減に併せて減ってはきてるということですけども、令和4年度で障害者手帳を発行してる方が92名、そのほかの方が115いるということですけども、これらというのは、全部で220くらいですか。

個々の生活状態っていうか、そういうのは、把握されてるということでしょうか。

柏谷社会福祉係主事

今の質問にお答えします。

基本的には、個々の手帳を持っている人たちの訪問とかは、してはいないんですけども、一応、障がいのサービスとか受けている方につきましては、各施設に就労継続A型とかB型の事業所があるんですけども、そこで見てはいただいています。

個々で回ったりとかは、してはいないです。以上です。

植村委員

なかなか、職員の手も掛かるということもあるんでしょうけども、普段の生活では、そんなに心配することはない。それなりに、介添えの方がいるということであれば、そんなに心配いらぬのかなと思うんですけども、災害時とかになると、やはり今回も、能登半島の地震あたりでも、結構、そういった障がいのある人方のケアということで話題になってるんで、やはり、普段からそういう人たちの避難だとか、支援だとかっていうことをきちっとやっぱり、話し合っってコミュニケーションを取りながら、計画を持ってやっていくということも必要でないのかなと思うんですけども、その辺は、可能性としてはどうですか。できるかできないか。

柏谷社会福祉係主事

今の質問ですけども、幌延町では、養護者を的確に把握するとともに、その要望者名簿というものがあるんですけども、それを基に幌延町社会福祉協議会や福祉サービス提供者の方と連携を密にして、協力体制を構築していけたらと思います。以上です。

植村委員

いけたらなということなんで、是非、そのような方向で実態を把握しながら、個人とのコミュニケーションを取って、非常時の事態に何かあった時に備えていくという体制も、是非、考えておいてほしいなというふうに思います。

佐藤委員

39ページに、自立した地域生活への支援ということで、基本目標に就労支援ということで、企業、行政等が一体となったその応援体制の構築だとか一般就労の推進とあるけど、これは、ある程度、簡単な仕事だとか、単純な仕事だとか提供してくれる人いるんでしょうけど、そういう人たちの行政も当然、役場もそうなんだろうけど、そういうところの就労支援っていうか、大きな企業って言ったって、そんなにある訳じゃないんですけど、そういう働きかけってのは、企業にお願いしたり、いろんなその働きかけっていうのは、やっているのか。

柏谷社会福祉係主事

今の質問ですけれども、企業にそういった話をしているというよりかは、うちの方で相談支援事業所ひだまりさんというところと委託を結んでおりまして、そこの方に仲介に入っていて、その方を訪問して、どういったことをやりたいですかなどを調査をして、その人に適した就労A、若しくは一般就労とか、そういった方向で中間に入っていて、うちの方で決定しているという状態です。

佐藤委員

もう一つ、実際に何人か単純な仕事か何かに就労されてる実績っていうのはあるんですか。

柏谷社会福祉係主事

就労Bには、数名いらっしゃいますし、就労Aでも、1名決定している方はいらっしゃいます。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

無量谷委員

91ページに児童発達支援センター設置っていうことなんですけど、この3町でやるに当たって、天塩町、遠別町の状況というか、人数的に把握しているのか、いないのか。設置場所に、今度、関わってくるのかなって感じがするんですけど、その辺の近隣町村の対象者というか、そういうのは、どのぐらいつかんでいるのか。

柏谷社会福祉係主事

この幌延町、天塩町、遠別町3町共同で、留萌北部地域子ども発達支援センターを設置・運営していますということなんですけども、こちらにつきましては、事務局が天塩町の方で行っておりまして、実際には、遠別町と天塩町の数とかは把握していないんですけども、うちの方から放課後等デイサービスと児童発達支援サービスっていうのがあるんですけども、そちらで8名ほど通所はしております。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

(「ないです」の声あり)

ないようですので、幌延町障がい者総合支援計画についての件は以上とします。

ここで、14時30分まで休憩します。

(14時17分 休憩)

(14時28分 開議)

休憩を解いて会議を再開します。

次に、(4)総務企画課所管②幌延町民営賃貸住宅建設促進助成制度及び幌延町定住促進持家住宅建築等奨励制度についての説明をお願いします。

梶総務企画課長補佐

それでは、私の方から、移住定住施策の補助制度の見直しということで、お手元の資料、町営民営賃貸住宅建設促進助成制度及び幌延町定住促進持家住宅建設等奨励制度の見直しについての御説明を申し上げます。

資料1 ページ目から進めてまいります。

本町では、平成28年度から人口減少に対応した幌延町まちひとしごと創生総合戦略の取組の一つとして、民営賃貸住宅建設促進助成制度及び定住促進持家住宅建設等補助制度を運用しております。この度、3月定例会において両制度の改正議案を上程させていただくに当たりまして、事前に制度改正の背景や状況等について御説明いたします。

初めに民営賃貸住宅建設等補助制度についてですが、民間活力による良質な賃貸住宅の確保と住環境の整備を図り、もって定住の促進、本町地域経済の発展に寄与することを目的としております。令和5年度までの7年間で2事業者に対して、計4戸分の補助実績がございました。補助実績は丸の3つ目、これまでの実績という所に書かれております。これまで4戸分の補助実績となつてございますけれども、昨今の建設費等の高騰ですとか、第2期まち・ひと・しごと総合戦略で掲げる30件、新規移住促進住宅ですとか、民営賃貸住宅30件という目標件数には届いていないという実情も踏まえまして、他の自治体の事例も参考に、助成対象者の要件緩和や補助額の増により、町内における住宅不足解消を図ろうとするものです。

一つ目の丸印、改正内容についてですけれども、助成対象者、つまり賃貸住宅のオーナーについて、これまで町内の個人又は法人という形で限定してきたところですが、こちら町内の限定を緩和しまして、単純な個人又は法人のみという記載に改めようとしております。

次に助成金については、これまで最大100分の30以内という補助率でしたが、こちら100分の75以内とすることとしまして、実際に補助金額算定の際に用いるのが限度額については、これまでどおり建設業者が町内業者か町外業者かによって金額の差を設けていることは、継続するんですけれども、町内建設業者が施工する場合の補助金額については、1LDKの場合、200万円を450万円、2LDKの場合、300万円を550万円にそれぞれ250万円増額しようと考えております。

また、町外事業者が施工する場合の補助額については、2割程度減額となりまして、1LDKの場合130万円を350万円、2LDKの場合200万円を450万円に、それぞれ増額するものです。いずれの場合も最低限の面積要件については、5平米ずつ増としております。

また、建設に当たっては最低家賃額も要件として設定しておりますけれども、こちらについては、1千分の5.5を1千分の5.0としております。以上を踏まえまして、令和6年度予算では、町内業者が施工する2LDKを1棟8戸分という形で、4,400万円の予算計上となっております。

次に、2枚目の資料を御覧ください。

こちら定住促進持家住宅建設等奨励制度についてですけれども、定住人口の増加を図るため、持家住宅の新築改修及び取得を奨励し、福祉の向上と地域経済の発展に寄与することを目的としています。こちらの補助制度につきましては、制度開始以来、コンスタントに御利用いただいているところではありますけれども、先ほども申しあげました建設費等の高騰に対応するため、新築と改修の場合の限度額を増額することで、更なる定住促進を図ろうとするものです。

一つ目の改正の内容についてですけれども、補助率はこれまでどおり、建設費等の100分の20、20%になりますけれども、算定の際に用いる限度額につきましては、町内業者が施工する場合の補助金額を新築の場合は300万円から400万円に、改修の場合は150万円から200万円にそれぞれ増額するものです。また、町外建設業者さんが施工する場合は、これまでどおり町内建設業者の額の100分の80としておりまして、新築の場合は240万円を320万円、改修の場合は120万円を160万円にそれぞれ増額しようとするもので、取得につきましては、これまでどおり限度額の100万円ということに変わりはありません。

以上、簡単ではありますが御説明といたします。

高橋秀之委員長

ありがとうございました。ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

深澤委員

要するに住宅を建てるのに、建てるのはオーナーであって、そのための補助金なんだけど、町はその補助金を出しただけのものなのか、入居者募集だとか、町は関与してないのか、その辺いかがなんでしょう。

梶総務企画課長補佐

はい、御質問お答えします。

住宅の建設に当たっての補助金の手続としましては、公募をして、建てる方を募集して認定申請、交付決定という形になりますけれども、その後の募集等に関しては、町としては関与する予定はございません。

深澤委員

民間100%の建て方じゃなくて、今あちこちで公営住宅なんかもそうなんですけど、PFI方式というのがあるんですけど、そういう考え方はないのかな。いかがでしょうか。

梶総務企画課長補佐

現時点では、これまでの制度のでこ入れというかですね、建設費の高騰に対応した改正ということで、そのような考えはございません。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

(一同無言)

ないようですので、幌延町民営賃貸住宅建設促進助成制度及び幌延町定住促進持家住宅建設等奨励制度についての件は以上とします。

続いて③幌延町交流拠点基本構想に係る策定期間の変更についての説明をお願いします。

山本総務企画課参事

幌延町交流拠点基本構想に係る策定期間の変更についてということで御説明したいと思います。策定期間の変更の説明に入る前にお配りした資料なんですけれども、こちらの図面が付いている資料なんですけど、こちらについて、まず説明したいと思います。

今回配付した資料については、2月5日開催の令和5年度第2回幌延町まち・ひと・しごと創生会議において、議題の一つである交流拠点施設整備の場所の検討という議題の議論のきっかけの一つとして配付したものです。会議では、整備場所や必要とする機能、設

備を絞り込む必要があることから、これまで、役場周辺としていた整備場所を、役場周辺である程度面積を確保できる町有地の面積に合わせて、町民アンケート等によって上げられた必要とする設備や機能を盛り込んだ形でポンチ絵としたものです。例示したポンチ絵は、役場に接続した場合3か所、役場に接続しない場合3か所の6か所を接続しております。

創生会議これまで2回行っているんですけども、めくってもらって、2枚目に第1回目11月に行った創生会議の開催状況、2回目に行った創生会議の開催状況についてまとめてありますので、御覧いただければと思います。

第1回目の会議において、施設を整備するに当たって、もう少し、町民の方々の意見を聞いた方がいいのではないのかっていうような委員さんから意見がありましたので、それに加えて、ちょっと構想の素案に対する検討の熟度が低いのかなってということもありまして、策定期間、これまで説明していた令和5年度樹立っていうのを、1年延ばして令和6年度の樹立に変更しようと思ひまして、第2回目の創生会議で委員さん皆さんにお諮りしたところ、了承されましたので、策定期間1年延ばして、令和6年度にしたいと考えております。

それに係る説明は、お配りしてます、幌延町交流拠点基本構想に係る設計策定期間の変更についてという所に、変更した理由ですとか、令和5年度の流れ、令和6年度の流れ、それから何をこれから町民の方々に聞くのか、どういう団体に聞くのかということをもとめてあります。

策定期間、構想の樹立年度が1年延びるということで、これまで説明した令和10年までに施設整備完了するよというのが1年延びまして、今のところ令和11年の開館を目指して、この事業進んでいきたいと思ひます。

1年延びることによりまして、町民の方々、様々な団体の方々から意見を頂きながら、構想の素案を作っていきたいと考えております。団体だけではなくて、年代別に20代30代、50代ぐらいまでの男女別でもいいんですけども、方々の意見を伺いながら、構想に載ってる機能ですとか設備、必要なもの unnecessaryなものを精査して構想を作っていきたいと思ひます。

構想は、12月から1月にかけて、パブコメを行いまして、令和7年2月に構想樹立できればいいなと考えております。

以上簡単ではございますけれども、説明とさせていただきます。

高橋秀之委員長

ただいまの説明について、何か質問はありますか。

齋賀委員

施設の中に、コンビニ誘致ってあるんですけど、このコンビニの誘致ということに対して、町では水道光熱費出すから、店だけ出してくれっていう感じという強い心構えがあるのかそこら辺を確認したいと思ひます。

山本総務企画課参事

コンビニの誘致というのも、町民アンケートですとか、平成29、30で行った役場庁舎内の会議で、必要な機能として挙げられた施設なんですよね。

ですから、コンビニを誘致するとか設置するとかっていうのも、今後の団体の皆さんとか町民の皆さんの話を聞きながら、本当に設置してもいいものなのか、設置すべきものなのかっていうのを、いろいろ精査しながら令和6年度中にまとめたいと考えております。

#### 齋賀委員

商工会もあるので、商工会の人と商工会関係の人とも、やっぱり、十分協議をしてほしいなと思っています。

それともう1点は、若い人たちの意見を聞くって具体的な団体名書いてあったんですけど、是非、この中に農協青年部、婦人部も入れてくれてはどうかと思いますのでお願いします。

#### 山本総務企画課参事

商工会から意見を聞いた方がいいんじゃないかということなんですけれども、2回目の創生会議で商工会長の方からも御意見を頂いたので、今後、商工会の方とも、お話ししながら進めていきたいと思っています。

あと、意見を伺う団体の方々に、農業関係者も入れた方がいいんじゃないのかってことなんですけれども、その辺も考えながら意見聴取したいと思っています。町民アンケートの集計結果を見ますと、幌延市街地区だけではなくて、問寒別からも、ほかに、下沼地区ですとか、上幌延地区からも意見は頂いておりますので、皆さん関心が高いのかなと思いますので、意見を伺いながら作っていききたいなと思っています。

#### 高橋秀之委員長

よろしいですか。

(齋賀委員「はい」)

#### 無量谷委員

この地図の中に、診察室1、2とあるんですけど、保健センターとの絡みもあって、こういうのが、本当に必要なかっていう感じがするんですけど。

それと、多世代交流休憩スペースっていう部分もあるんですけど、喫茶店っていうか、そういう軽食なり何なりできるようなスペースなのか、その辺ちょっと考えを聞きたい。

#### 山本総務企画課参事

まず研修室、保健センター機能の話ですよ。

保健センター機能につきましては、保健センター、皆さんも御存じのとおり、平成31年10月に役場庁舎に移転、執務室になっているんですよ。その目的ってというのが、保健と福祉の連携強化っていう目的だったんですよ。

それから執務してみて、サービス場所の一元化ですとか、利用する方が健診を1か所でやったときは、保健センターに行くよ、保健とか福祉の相談は、役場の執務室でやるってようなことではなくて、一元化を図って効率化を高めるような考えもあって、必要な機能として今は載せております。

それが、町民の皆さんの話を聞きながら、そんなの要らないんじゃないか必要ないんじゃないかということであれば、落とす必要もあるのかなとは今のところ考えてます。

多世代交流スペースですとか、カフェスペースですとかっていうのは、今のところ、軽食喫茶を提供するっていうのは、担当としては考えてないです。

ただ、よくある自動販売機みたいな形でコーヒーを置くですとか、もし、コンビニが入れば、そこを利用してもらおうとか、いろんな考え方あると思うんですね。

ですから、今のところ、人を雇って、ここで、料理を提供するというような考え方は、構想には、入ってないです。

無量谷委員

そうすると、常駐者がいない部分があって、相談室っていう形もあるし、健康増進スペースというのもあるんですけども、これらについても、そうすると、人材がそこに常駐してない。ただ単純に、建物の提供という考えでいいのかな。それとも、ある程度、時間には、健康相談みたいな形で、そこに、誰かがいるのかいないのか、その辺の考え方はあるのかな。

山本総務企画課参事

今のところの考えでは、保健センターの機能を移転するっていうような考えもありますので、相談ですとか、あそこに職員が何人か常駐するような形か、あるいは、ちょっと分かんないですけど、課ごと移動するですとか、そういうような形で、日中はそこに常駐してもらって、利用者の方にそこに訪れてもらって、相談ですとかをしていただければいいのかなと思います。いろいろ、今、構想の中身を精査して、必要な機能ですとか、どうしてこれが必要なんだっていうのを、今、まとめている最中なんですよ。ですから、それがまとまったら、また、議員の皆さんにも御相談したいと思うんですけども、今のところそのように考えています。

高橋秀之委員長

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

深澤委員

若干の説明を聞いたんだけど、これを全部ね、内容を町民の要望100%受けるとしたら、できないでしょう。

(「できないですね。」の声あり)

じゃ、何でこんな案を出してくるの。ある程度、形を決めていかなかったら、中に入る施設だって変わってくるでしょう。それによって、器の大きさから、面積を割り出したら、土地の面積だって出るんじゃない。六つも案出しておいて、町民要望の100%受けていたら、こんな場所で建てられないでしょう。そういう提示の仕方って、あるんですか。それを町民に何うときに。お宅方、行政のプロじゃないの。

それと、私は9月定例会に浴場の話で、町長とやりとりをしましたけど、この1年延びたことが私は大変遺憾に思っているんですよ。あの答弁を聞いて、私、令和9年10年には完成するよっていう話をしてきたんですよ。今ここで、1年延びたよって話されても納得できませんよ。そうでしょう。1年延びることによって、浴場の耐震だとか、これからの地震対策に対して、本当にもつんですか。確信で約束できますか。

それと、先ほども出ましたけど、コンビニの話。私は、コンビニが入居するのは、絶対反対ですから。そうでしょう。私は商工業者だから、よく理解しているんですけど、地元の販路拡大でさえ切迫しているところに、外部から入ってくる税金も納めないコンビニを

入居させて、町の利益になるんですか。消費者にとってはいいかもしれんよ。だけど、地元の商工会としては、これ真っ向から反対していきますよこれ。これも検討の材料にしてくださいよ。

山本総務企画課参事

案六つお示ししたんですけれども、これは、町民アンケートですとか、庁内会議で必要な機能がこれだけあるよっていうものを絵にしたものです。議論の一つとして。

行政側で、これは要らないよとか、これはいるよとかって決めるよりも、みんなで決めて、形作って、下から上げていくっていう考えで今やっています。

前みたいに行政が決めて、こうだよではなくて、下から積み上げていくような形で、今、決めていっています。

それと、浴場については、できるだけ、ちょっと約束はできませんけれども、1年早めてっていうか、今、建設2年で見ているんですよね。ですから、浴場のボイラー施設が老朽化しているのも分かっていますし、耐震化がされていないってことも、重々分かっています。ですから、なるべく早く、先にできるかできないか分かんないですけれども、間に合うようには、何とかしたいなと思っています。

あと、コンビニにつきましては、創生会議のときに、会長さんにも、言われました。当然だと思います。コンビニにかかわらず、コインランドリーも店舗はないけれども、取次ぎ店は、あるんですよね。その辺も配慮しながら、本当に必要なのかどうなのかっていうのを、多分、またみんなに怒られると思います書いていたら。だから、その辺も配慮しながら、これから、構想を整理していきたいと、みんなの使いやすいような施設にしていきたいなとは考えてます。

佐藤委員

いや、これ見たら大変だと思う。

これから、これだけの者と懇談を行おうなんて、時間があるのか。

そして、言いたいのは、委員会19人、オブザーバー17名、今度17名に減ったのか、ここら辺に、どうして、いろんな年代の方を入れなかったのか。そこら辺が、これからこれだけの人と懇談していくっていったら、また、相当絞ってかかんないと。

あれも聞いて、これも聞いて。いや、これ落とす、あれ落とすなんてやっているから。大変な作業になっているんだなと思って見てるんだけど。

そこら辺、どういうふうに、取り組んでいくのか、ちょっと、お伺いしたいと思いますけど。ある程度、こちらの原案を持って掛かって行かないと、今言われたように、埋め殺しみたになっちゃって、何を取っていいんだか分かんないようなことになってくんじゃないのかなと思って。

このけつがもう決まってきたんでね、これやっぱり、早急にお願いしたいなと思って。

山本総務企画課参事

町民の方々との懇談につきましては、来年の5月末、6月頭ぐらいを目処に行っていきたいなと考えているんですけれども、おっしゃるとおり、こういうのが必要かとかって絞りながら聞いていかないといけないなとは考えてます。

ですから今、こういう機能は、このために必要なんだよとかっていうような、ちょっと、

まとめてますんで、ちょっとそれを基に、これから聞いていきたいと思います。

あと創生会議のメンバーにつきましては、梶補佐から説明します。

#### 梶総務企画課長補佐

創生会議の委員さん、オブザーバーさんの関係だったんですけども、去年の常任委員会、大分前の常任委員会になるんですけども、構想の素案の叩かれ台をお示した時にですね、いろんな本当に機能がありまして、多世代交流ですとか、様々な観点があります。防災っていうのもありますということで、従前の委員さんは、どちらかっていうと観光寄りみたいなところでの委員さんのウエートが多かったんですけども、その考え方は今回の創生会議のメンバーの時点ですんで、今回考えている、盛り込んでいるような機能に即したようなメンバーの方々にお声掛けして、年代としては、本当に老若男女というかですね、地区にしましても、例えば、町内会長さん、問寒別幌延地区の連合町内会長さんですとか、子供たちの目線でいけばPTAですとか、本当に、建物に直接関わりがありそうな団体を考えてお声掛けしたというのが実態となっております。

#### 佐藤委員

いずれにしても、この創生会議って、何のためにやってるんだということになっていくわけだから、ある程度、やはり創生会議の中でもんで、まとめていかないと、更にその中で、こちらの下の方にこれだけ聞いてみなさいってなると創生会議って何なのかってことになっていくだろうし、そこら辺で、まとめていかないと、これまた本当にこれならどうやって絞っていくのかってことになるんじゃないのかなと思いますね。やっぱりしっかりそこらんとこ、創生会議に掛かる以上は、やはり、しっかりとした原案を持ってって、この中で、まとめていくっていうな気構えでいかないと、またこれ、けつつ延びていったら、今、風呂場の問題も大変なことになって、今の地震の関係、幌延もいろいろと心配されてるわけだから、そんなのもね、今言ったように、ある程度やっぱり、きちっと、まとめてかかっていかなかったら、時間ばかり食ってしまうのかなと思って、そこら辺ちょっと心配なもんだから、ちょっとお伺いしましたんで、よろしく頼みます。

#### 岩川副町長

拠点整備構想のまとめ方なんですけども、先ほど創生会議のお話出ましたけども、この創生会議の中にも、諮ってはいるんですけども、創生会議の委員の皆さんも、やっぱり、この将来に向けての大きな箱物を造るということに対する責任というのは、非常に重たく感じておられてですね、我々だけで、これをね、決めてしまうっていうのは非常に大変だというような御意見も頂いてですね、もっとしっかり住民の声を聞いてほしいという声がありました。それを受けてですね、今回事務局の方でも、もう少し、当然、町としてのコンセプトの伝え方もまだ不足してる部分もあるかもしれないんで、どんな施設にしたいのかというようなことも伝わってませんし、皆さんの声も拾い切れてないのかなということで、更に一年間かけて、もう一度、声を拾って、最終的には、町長部局、事務局の方で、ある程度、整理して、費用だとか面積だとかいろんなことを考えながら取捨選択した上で、案というものを提示しなければならないというふうに思ってますけども、町長も心配するように、余り行政主導でやり過ぎても、最終的にこれが勝手に役場が造った施設だからということで、利用がされない、愛されない施設なっても、これは不幸になりますので、

やはりそこってというのは、多少時間は掛かりますけども、いろいろ議論を尽くした上でできあがったものにしたいなというふうに考えてございます。

コンビニの話一つに取っても、今日これだけ議論が出るわけですから、ここではコンビニ誘致って書いていますけども、コンビニに限らず、要するに飲食ができるような機能が建物にあると、非常に施設の利用度も上がるんじゃないかということで、一つの例として、書いているわけです。それが、コンビニでなくても、地元のスーパーさんでもお店でもいいんです。そういうところが入ってくればいいし、いろんな方法は取れると思いますんで、これから、その辺のところも、我々も検討しますし、皆さんからも御意見を丁寧に聞いて説明して、いいものをできるだけ、良い施設に作り上げていきたいなというふうに考えてございますので、どうぞよろしく御理解のほどお願いします。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

はい、ないようですので、幌延町交流拠点基本構想に係る策定期間の変更についての件は以上とします。ありがとうございます。

暫時休憩します。

休憩を解いて会議を再開します。

次に調査事項(5)産業建設課所管 幌延町営住宅条例の一部改正についての説明をお願いいたします。

角山産業建設課長

本日、産業建設課及び農業委員会からの報告説明事項は、(5)(6)の2点でございます。

1点目は、(5)幌延町住宅条例の一部改正についてでございます。本件につきましては、総務省から国土交通省に対して、低額所得者、高齢者及び障がい者など住宅確保において配慮が必要な方が、安心して暮らせる環境の充実を図るという観点から、改善措置について勧告されたことを受けまして、民法の一部が改正され、併せて国が示す公営住宅管理標準条例案、こちらについても併せて改正されております。

公営住宅の入居手続における保証人の連署する請書の提出義務、こちらを廃止して、緊急時の連絡先となる緊急連絡人に替えることとされましたので、幌延町住宅条例におきましても、該当部分のほか、所要の改正を行おうとするものでございます。

それでは、詳細につきましてお配りした資料に基づいて、産業建設課公園住宅係長多田から説明申し上げます。

多田公園住宅係長

はい、それでは私から、幌延町営住宅条例の一部改正について説明させていただきます。

昨今の単身高齢者の増加など、公営住宅を取り巻く状況を踏まえ、保証人制度に対する国の考えが示されているところであります。お手元の資料の中段に、国土交通省からの通知で、保証人制度に対する国の考え方を①から④でまとめさせていただきました。

要旨を読み上げますと、まず①では、近年、身寄りのない単身高齢者等が増加しているなどを踏まえると、今後、公営住宅への入居に際し、保証人を確保することが一層困難と

なることが懸念される。

②住宅に困窮する低額所得者の住宅提供という公営住宅の目的を踏まえると、保証人を確保できないために、入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要であり、保証人の確保を公営住宅への入居に際しての前提とすることから転換すべきであると考えます。

③保証人が、家賃債務の保証のみならず、実質的に緊急時の連絡先としての役割を果たしていることに鑑み、入居時において緊急時に連絡が取れるよう、勤務先、親戚や友人の住所等、緊急時の連絡先を提出させることが望ましいと考えます。

④では、仮に保証人の確保を求める場合には、改正民法の施行に伴い、新たに極度額の設定が必要となるが、例えば、入居当初の家賃の何月分相当分といったように、その額を明確に定める必要がある。

以上が、保証人制度に対する国土交通省通知の要旨であります。

令和2年4月1日に施行されました「民法の一部を改正する法律」では、賃貸借契約においては、個人根保証契約に極度額の設定が必要となるなど、保証人の債権関係規定の見直しが行われておりますが、本町の現状としましては、公営住宅への入居を許可する上において、連帯保証人の連署する請書の提出を入居条件としているところであります。

民法でいう個人根保証契約とは、保証人が、法人でない根保証契約のことをいい、将来的な不特定債務の履行を目的としています。公営住宅では、未納の家賃などの履行に当たるものと解釈できますが、今までどおり、保証人を付けずとなりますと、極度額を定める必要があり、例えば、入居当初の家賃の12か月相当分といったように、その額を明確に定める必要があります。

国土交通省から示されております保証人制度に対する国の考えにございます最後の④では、仮に保証人の確保を求めた場合の例ではありますが、債務の上限額を設定したとしましても、保証人を求めることに変わりはありませんので、①から③で示されております趣旨のとおり、保証人そのものを入居の前提から外し、緊急的な連絡先を求めることが、住宅確保に困窮する身寄りのない高齢者等に配慮した措置と考えるところであります。

このような趣旨から、本町における入居手続におきましては、これまで必要とされてきた連帯保証人に替え、新たに緊急時の連絡対応を目的とする緊急連絡人に切替えようとするものであります。

なお、経過措置としまして、改正前の連帯保証人は、実質的に緊急時の連絡先としての役割を果たしていることを考慮しまして、改正後に規定する緊急連絡員とみなすものであります。

保証人関係での改正は以上となりますが、このほか、公営住宅管理標準条例案の改正に伴う形で、条文の見直し等所要の改正を行っております。

以上、幌延町営住宅条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

高橋秀之委員長

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明について何か質問ありませんか。

#### 深澤委員

ちょっと公営住宅に関して、無知なところがあるので、1、2ちょっと質問したいんですけど、これ単身者と低所得者の入居の条件って書いてあるんですけど、未成年っちゃうか、今、成人も18まで下がりましたよね。その辺の取扱いはどうなの。入居できるのかできないのか。

#### 多田公園住宅係長

ただいまの深澤委員の質問にお答えします。

年齢制限は特に設けておりません。18歳未満であっても、所要の要件、公営住宅に相当と認めるそういった人間であれば、あくまでも選考委員会を通しての判断になりますけれども、その席で入居の判断をさせていただくことになっております。

#### 植村委員

連帯保証人制度を無くして、緊急連絡が取れる連絡先を提出されて、入居させるということなんですけども、一応、1番、担当者として町として心配するのは、滞納問題だと思うんですよね。現在でも、滞納者が少なからずあるという状況において、やっぱりこれを、施行して実行していくとなると、更に、家賃の徴収の難しさを増すんでないのかなという懸念があるんですけども、担当者として、どのように捉えているのか、この制度改善をどう捉えているのか。まず、そこから聞きたいと思います。

#### 角山産業建設課長

ただいまの御質問でございますけれども、町営住宅の住宅料に関しましては、今、現年分は、100%を昨年度来、確保しているというところでございます。

これは、徴収と声掛けのあったものなのかなとは思いますが、片や今回国からの通知というものが、やはり公営住宅の要件、低所得者や高齢者や障がい者に配慮しましょうという、これは前提条件としてのものでございますので、そういった懸念については、保証人を連絡人に換えたことで、高まるという可能性はありますけれども、あくまでもこれ緊急連絡を取れる方というのは、今も保証人さんにその役割を果たしていただいたり、まずは本人からしっかり頂くという前提でやっておりますので、担当としての事務の取扱いとしては基本的にスタンスとしては変わらないと。その代わりしっかり連絡取れる人を提示していただくような形で進めていきたいというふうに思っています。

#### 植村委員

その代わり、平たく言えば、入居する時に保証料を取るというようなことだと思うんですよね。家賃の何か月相当だとかということで、保証料をもらうということの必要があるということなんですけども、こういう方式でやっていくということなんでしょうか。

#### 角山産業建設課長

ただいまの部分ですけども、これは保証人を付ける場合に、その負担する額を決めましょうという、そういう改正になるんですよ。なので、保証人を採用した場合、家賃の12か月分まで、保証人が保証しますというような定めにするということなので、先にお金を納めるとかではなくて、仮に家賃が滞った場合の保証人が負担する限度を決めるというような決まりでございます。

植村委員

最初から家賃滞納ということにはならないと思うんですけども、何年か住んでいて、予定された仕事が無くなったとか何とかということで、ある月から突如、滞納が発生するというのが通例だと思うんですよね。病気したとか、そういうことで、そういう部分の保証人の果たす役目ってのは、今言ったような、12か月以内という家賃を補償しなければならないというようなそういう方法なんですか、今の話だと。

角山産業建設課長

こちらについては、保証人の方が保証する限度の額を決めるということなので、12か月分というのは、例えばの例でお示したところです。

保証人の方も、上限がなければ、全て保障しなくてはならないというリスクが発生するってことを鑑みて、民法の方で限度を決めましょうというような改正になったところなので、あとは、今回、幌延町としては、公営住宅の家賃に関して保証人は、緊急連絡人に替えるということなので、その部分は運用する考えはないんですけども、保証人の内容の改正ってのはそういう内容。保証人の方の負担の上限を決めましょうというルールになったので、それに合わせてやらなくちゃいけないんですけども、幌延町は、保証人ではなく、緊急連絡人に替えて運用したいということでございます。

植村委員

しつこいようだけど、万が一緊急連絡人に請求できる権利があるの町として。

角山産業建設課長

あくまでも、入居者本人に対して家賃は請求していきます。

ただ、入居者と連絡が取れない場合、現状ですとそれ以上追跡ができない。現状といいますが、保証人さんがその代わりをしているので、運用上はそれほど変わりはないというふうに思ってますけど、保証人という形を採らないまでも、緊急に連絡を取れる方をそこに定めた上で、請書、入居契約をするというような考えでございます。

植村委員

いや、分かりました。

何でこんなしつこくするかっていうと、なかなか巧みなんだと思うんです。

電気料を未払いだとすぐ電気止まりますし、水道料未払いでも水道なかなか止まらないということで、当然、公営住宅っていうの、今、こうやって緩和されると、なお、払わない人が出てくるくるということで、不良債権が、町として増えていく可能性があるなという気がしたんで、今、しつこく聞いたんですけども、そういう指導なり、条例という形の中でやっていかなければならないということであれば、それに応じた管理者としての対応っていうのが求められていくんじゃないのかなというふうに思いますのでよろしくお願ひします。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、幌延町営住宅条例の一部改正についての件は以上とします。

次に調査事項(6)農業委員会所管 幌延町地図情報更新の事業についての説明をお願い

いします。

角山農業委員会事務局長

それでは、（６）幌延町地図情報更新事業でございます。

本件につきましては、位置、面積及び距離等を正確に計測できるオルソ画像、地形図及び空中写真をデジタル化した地図情報システムについて、平成１２年度及び平成１３年度の２か年で整備しております。その後、平成２６年度から２８年度にかけて、１度、情報更新を行い、現在運用しておりますが、バイパスや送電網の整備、土地利用の変化など、その後の情勢の変化を反映させることを目的に、令和６年度から８年度までの３か年で、空中撮影等を行い、地図情報を更新しようとするものでございます。

詳細内容については、農業委員会事務局次長新野から御説明申し上げます。

新野農業委員会事務局次長

それでは、私の方から、幌延町地図情報更新事業について、別紙の資料に基づきまして御説明の方をさせていただきたいと思っております。

まず１番ですけれども、幌延町地図情報システムのこれまでの整備更新状況につきまして、ただいま、角山事務局長の方からもありましたけれども、平成１２年度及び平成１３年度にわたり初期整備を行っております。

更に、平成２６年度に郊外レベル５，０００撮影、それから、オルソ画像、平成２７年度に地形図修正、平成２８年度に市街地レベル５００、１，０００の撮影、オルソ画像を修正図化を行ってまいりました。

次に、２番になりますけれども、幌延町地図情報システムのこれまでの利活用の状況ですけれども、幌延町地図情報システムの利活用については、道路地図、道路台帳図や下水道台帳システム、水道台帳システム、農業振興地域管理システムの基礎地図情報となっております。農業委員会のほか、産業建設課、住民生活課で計４台のパソコンで本システムの方を使用しているところでございます。

各課での主な用途につきましては、資料の方にも書いてございますけれども、総務企画課では、町有地の賃貸、使用許可に係る土地の評価等の確認に使用しております。住民生活課では、固定資産税の評価の確認などに使っております。産業建設課では、道路台帳、下水道台帳、水道台帳、農振地域の管理、それから、中山間直払い事業、多面的機能支払事業や各種事業の図面作成などに活用してございます。農業委員会では、GISの成果交付ですとか、農地あっせん業務、各種土地の照会、農地転用許可、現況証明等の参考、各種図面作成において、このシステムを活用しているところでございます。

以上のような、地図情報システムは、各課の業務において必要な基本的な地図情報となっているところでございます。

今回の幌延町地図情報システムの更新については、前回更新からおよそ１０年が経過しており、農用地の利用、農業用施設の解体や新設、市街地家屋や施設の解体新設、一般国道４０号幌豊バイパスの整備や送電網整備など、本町における情勢の変化により、オルソ画像や地形図に係る全体的な地図情報の更新が必要な時期となっていることから、令和６年度から３か年をかけて、幌延町地図情報システムを更新しようとするものでございます。

最後に４番ですけれども、事業の概要、それから概算費用について、御説明します。

第1年度、令和6年度ですけれども、郊外におけるレベル5，000対応の空中写真撮影とこれをもとに、レベル5，000のデジタルオルソ画像の作成、574.27平方キロメートルを予定し、整備費用につきましては、1,926万1千円を見込んでおります。

第2年度となります令和7年度につきましては、第1年度のデータを基にレベル5，000の地形図のデータ修正を行い、整備費用につきましては、2,291万円を見込んでおります。

最後に第3年度となります令和8年度には、幌延問寒別市街地におけるレベル5，000対応の空中写真撮影とデジタルオルソ画像の作成、レベル1，000、5，000の地形図データの修正、地図情報閲覧システム一式、パソコン等、これらの更新を行い、整備費用は、2,330万円を見込んでおります。

本事業3か年の整備費用の合計は、現在のところ、6,547万1千円を見込んでございます。

以上、幌延町地図情報更新事業に係る説明については、以上となります。

高橋秀之委員長

はい、ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

齋賀委員

この図面なんですけど、この見方を教えて欲しかったんですけど。

この丸の付いた所で、撮影するっていうか。

新野農業委員会事務局次長

これらの丸におきまして、実際は飛行機を飛ばす形になるんですけども、これらの点におきまして、写真撮影をしていってですね、その撮れた写真を突き合わせる形で、オルソ画像の方を作成していくというようなことで考えております。

齋賀委員

そうしたら、これ天塩町さんも豊富町のいづらか入ってるんですけど、そこも撮影して、幌延町のみだけ頂くっていうことになるんですか。

新野農業委員会事務局次長

現状も、前回の更新時も同じようなルートで撮影をしてるかと思うんですけども、一部、隣町の部分も写真としては残った形で、地図情報としては見れるっていう状況です。

町界の所で区切って、地形図だとか、そういったところは町界までというような形の図面ができあがってきています。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、幌延町地図情報更新事業についての件は、以上とします。

ありがとうございます。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

休憩を解いて会議を再開します。

調査事項（7）教育委員会所管 幌延町小中一貫教育校基本構想等についての説明をお願いいたします。

青木教育長

小中一貫校ということで、これまでの進捗状況を説明したいなと思います。

そのあと、次長の方から、もうちょっと詳しくプロポーザル関係説明していきたいなと思います。

この前の常任委員会が1月でしたので、そのあと、かなりいろんな動きがありましたので、そちらの方、若干ちょっと時間掛かるかもしれませんが、詳しく説明していきたいなと思っております。

まず、1月29日でした。この時に小学校会場にして子供たちと懇談をさせていただきました。非常に楽しかったです。本当に純粋な子供たちの考えですね。理想とする学校はどんな学校がいいですかって言葉を、児童会、生徒会の子供たちと一緒に話して、やっぱり一番多かったのが仲の良い学校、あと、行きたいと思える学校とか、勉強が一杯できる学校とか、学年関係なくみんなが笑顔になれる学校、こういう意見が多かったです。小学校、中学生ですね。どんな施設が欲しいですかって聞いたんですけども、中学生は一番最初に出てきたのは、仮眠室が欲しいっていうんですね。疲れているなと思いつつですね。あとエアコンが欲しいとか体育館にもエアコン付けてくださいとか、あと、BUFFET式の食堂にしてほしいとか、あと、1階は小学生で2階は中学生、あと、トナカイ飼いたいな。木をふんだんに使ってる木の匂いのする学校がいいなとか、あと、防音室、これは吹奏楽の子だと思います。あと、トレーニングルーム、部活やってる子ですけども上がってました。

みんな笑顔で要望を上げていただいて、児童会、生徒会、この会議の前にアンケートを取っていただいて、これ小学生が、児童会がやったアンケートなんですけど、きちんと表にまとめて教育委員会に提出してもらっています。

こっち中学生なんですけども、これ今、学校で使ってる端末で、全校生徒が自由に付箋みたくですねぺたぺた張っていける。休み時間とか好きにやって、そしてこういうまとめて、みんな意見が見れるっていうもので集めていただきました。

非常に、最近の子供たちすごいなと思いつつ見させていただきました。

そのあとですけども、2月8日小中一貫教育検討部会、コミュニティースクールのメンバーですけども、特別教室について協議をしました。部屋の数とか放課後こども教室の設置についてとか、あと音楽室は1階にすること、これ中学生から出てたんです吹奏楽で楽器を運ぶの大変なので1階にしてほしいと。あと、車椅子を使う人のためにエレベーターを設置したらどうかとか、住宅に近い方をじゃない所に建築した方がいいんじゃないか。これは日照権の関係です。教室の広さ、今ちょっとコンパクトになって、子供の数も少なくなってますので、広さなどを話題になっておりました。そのあとですけども、今パブリックコメントを取っております。3月3日までということで、基本構想の原案、素案ですけども、これに関して、いろんな意見を頂いているところです。

2月13日から15日、町政懇談会がありました。様々な質問や意見を頂きまして、小中一貫教育に関しては、新校舎の立地場所だけ質問を頂きました。中学校がいいのか小学

校がいいのかっていうですね。結局、今考えてるのは小学生の方ですということで答えてあります。あと、ほかにもいろんな意見が出ていまして、議会への継続的な説明と必要性について言われました。きちんと常任委員会ですね、毎回、進捗状況を説明してまですってということで答えております。

あと、問寒別小中学校の存続とか、地域行事への先生方もっと参加してくれってという意見も出ておりました。これは全く関係ないことです。

また、2月22日、25日ですけども、保護者の説明会を告知端末でも、お知らせしてました。2会場で行いました。22日は小学校、25日は国際交流施設と全部で30名程度集まっていたいただきました。先生方も来ていただいたので純粋に全部保護者というわけじゃありません。参加者からどんな意見があったかといいますと子供のことを考えると、仮校舎を造るっていうのがありましたけれども、仮校舎に入れて引っ越しを2回行うよりは、1度で済む方がいいんじゃないかっていう意見もありました。

自立って言葉いいですね。そういう子供に育ててほしいですっていう話も出ていました。あと、新しい施設を造ってる間、体育館やグラウンドは使えるのかということも出てました。周辺の家の日照権考えてねって話も出てました。

義務教育学校として一人の校長先生が9年間教えるっていうのもあるんじゃないのって、そっちの方もメリットが多いんじゃないのって話が出ていました。

あと、中1ギャップにならないよう一貫した教育をしてほしいという意見もありました。

あと、子供や先生方の意見を大事にしてほしいと、あとは、制服どうするんですかとか、給食センターを一緒に造ってほしいですとか、放課後児童クラブも併設してほしいと。町に2つ図書館あるんだったら、どちらか特徴持たせて造ってほしいっていう率直な意見を頂きましたので、今後、部会の方で取上げて、教育委員会で協議しながら、上程して協議しながら決定していきたいなと思っております。

今後ですけども、今週木曜日29日には、先生方に説明会を開きたいなと思っております。中学校と小学校と一緒に、今度は先生方の意見をもらいたいなと。

3月4日小中一貫校の検討部会、8日には金曜日、教育委員会を開催する予定となっております。それで、施設一体型小中一貫校ということで今進めております。これまでの幌延小学校、中学校での伝統歴史を絶やさないようにということで、併設型っていうやつですね進めておりましたけれども、いろんな方の意見を聞いていく中で、やっぱり義務教育学校、そちらの方の考えも取り入れた方がいいんじゃないかということで意見を頂いております。

基本構想策定して校長会とか、教頭会、あと教育委員会議とか、あと保護者説明会、先ほどありましたけども保護者説明会、あと義務教育学校の経験のある校長先生から、いろんな意見を頂きまして、現在の文科とか、道教委の義務教育学校での小中一貫教育を推進していることが、まず挙げられるかなと。

新しい最近の小中一貫校、こちらの方が、ほとんど義務教育学校で造っていると。中頓別もそうですし、利尻富士もそうですし、稚内も今、義務教育学校ですね。皆さん行かれた早来学園もそうかなと思います。視察先もほとんどそうだったと。

あと校長先生とか教頭先生、保護者会からはこんな率直な意見出ていました。9年間の

学校経営を考えていくには、一人の校長の方がいいんじゃないか。小学校と中学校の校長がそれぞれ学校経営をしているとずれが出てくるんじゃないか。今、小学校は『賢く、たくましく、優しく』が教育目標、中学校の教育目標は『日本一温かい学校』ちょっとずれますよね、きっとね。そんな感じでずれるんじゃないか。

問寒別で今9年間一人でやっている。中村校長ですこれですね。9年間やってるけども、繋がりがすごく良くてやりやすいよってという話は出てました。

実際に、併置校の校長にですね、併設校か、聞いた校長先生には、やはり二人校長いると、やりづらいついていうところが出ています。教頭先生から率直な意見も聞きました。どちらに決定権があるのか相談するとき困るっていう方もいます。民間でいうと代表取締役が二人いるような感じでやりづらいついて、併設型に、ちょっと、否定的な意見も出てきたかな。

施設一体型小中一貫校ということで考えて、その中に併設型と義務教育学校、もう一つは分離型っていうのもあるんですけども、校舎が離れてですね、その中で考えていくと、義務教育学校併設型、この二つっていうのも少し視野に入れていく必要があるのかなと考えてます。

19日の教育委員会議でもその話をさせていただきました。

教育委員さんからは、意見としては、学校の先生がやりやすい制度を採用すること。それで子供が安心して通える学校であればいいんじゃないかなということ、教育委員さん4人から意見を頂いております。

議会でも、以前、西澤議員から義務教育学校がどうなんだということもありましたので、これらのことから目的は変わらないんですよ。持続可能な社会の作り手を育てる学校ということで、これまでどおり施設一体型小中一貫校を目指していくんですけども、その手段として、これまでの併設校とともに、義務教育学校制度の導入も視野に入れてこれから協議していきたいなと考えております。

#### 伊藤教育次長

それでは、私の方からプロポーザルの関係について、御説明させていただければと思います。お手元に「幌延町小中一貫校建設基本設計委託業務」公募型プロポーザルの実施概要についてということで、お配りさせていただいております。

プロポーザルのまず目的ですけれども、こちらの方小中一貫校の建設のための基本設計業務を委託するに当たり、広く技術提案を募集し、最も適切なものを受託者として、選定するためのものがございます。

委託する業務内容につきましては、今回のプロポーザルで基本設計、それから、現況の敷地測量と地質測量というのが必要になってきますので、この辺をプロポーザルで、公募型で実施していきたいっていうふうに考えているところです。

履行期間につきましては、令和6年度中に完了することとし、できるだけ速やかに実施設計に向かえればということで考えているところです。

設計者の選定の概要ですが、国が求める学校施設のZEB化ですとかバリアフリー化、他施設との複合化、共用化、集約化、それから避難所としての防災機能、木材利用の促進とともに、コンパクトで低コストの学校施設を造ることを考慮し、公募型のプロポーザル

方式とさせていただきたいと考えております。

選考に当たりましては、別に選考委員会を組織し、審査を2段階形式で行うような方式とさせていただければと考えております。

1次審査につきましては書類審査ということで、評価基準に基づき評価し、5社程度に絞り込みたいと考えております。2次審査では、1次審査を通過した5社程度から、技術提案書のプレゼンと選考委員によるヒアリングを行い、評価基準に基づき、最も優れたものを1社選定したいというふうな流れで考えております。

選考委員会の委員につきましては、今のところ、役場の各課長、それとあと外部の有識者、専門知識を持った方1名程度を想定しているところです。

公募型プロポーザルへの参加要件としましては、幌延町競争入札指名者名簿に登録されて、指名届を本町に出されている業者さんを基本とし、そのほか種々要件をうたっていきたいと考えております。

1ページの下段から2ページ、3ページにわたって記載されているような要件で、業者を選定していければと考えております。

3ページ、最後のページですけれども、こちらの方にプロポーザルに関する予定表を載せております。これまでお示ししてきたロードマップでは、5年度から基本設計に入りたいということで予定しておりましたが、設計に係る技術単価が大幅に上がる予定となっていたことに加えて、設計の基本となる概算の建築面積が非常に大きいということから、今回のこの構想の成案である程度の面積、教室の数ですとか、体育館の広さですとかっていうものを精査し、それをもって成案を確定させたいということ。それから、予算的なことで言いますと極力コンパクト化、及び、効率化したもので予算化をさせていただければということで、現状まだちょっと予算の方が組めていないというような状況になっております。

当初の予定より遅れてしまいますが、新年度明け、できるだけ早い時期で補正予算を上げさせていただきますよう御理解をお願いしたいと考えております。

スケジュールでは、5月下旬のスタートを想定したもので、6年度中に基本設計を完了する予定となっており、できるだけ速やかに実施設計の方に進んでいければと考えております。

なお、プロポのスタートは予定より遅くなりますが、検討部会を中心に開校に向けての協議検討は粛々と進めてまいりたいと思っております。

併せて、各種、地域住民、それから関係機関、関係者等への説明会なども積極的に行ってまいりたいと考えております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

すいません。もう一つありました。

それで、次のページに基本構想の関係のスケジュール載せてございます。

当初ですね、前回の会議の中で29日までについてというようなことで、基本構想の契約ということになってましたので、それまでに、ということで考えていたんですけども、パブコメのスタートがちょっと、遅くなったのとあと、ちょっと丁寧な説明をさせていただければということで、パブコメの期間を20日間取ったことで3月3日までという形の中で今、パブコメの方を進めさせていただいております。

あと、先ほど教育長からありましたけども、保護者説明会ですとか教職員説明会等を経て

ということで4日の部会、それから、8日に予定されている教育委員会議をもって、基本構想の確定させていただければということで、予定をちょっと変更させていただければと考えております。

基本構想の委託業務の期間、2月29日だったんですけども、そのずれたこともありまして、契約期間をですね3月22日までちょっと延長させていただいてですね、事務事業の方を進めさせていただいているところです。

そこまでに納品させていただいて、今年度中に関係機関へ製本をお配り、お示しできるような流れで、今のところちょっと変更をさせていただければと考えております。

よろしく願いいたします。以上です。

高橋秀之委員長

住宅の方の説明もいいですか。

伊藤教育次長

引き続き、教職員住宅の整備についてということで、こちらの方もお手元に資料をお配りさせていただいているところですが、こちらにつきましては、幌延地区の住宅の整備という形になります。資料上段の表につきましては、令和8年度までの推計を記載しております。

5年度につきましては、幌小、幌中併せて32名の教職員が在籍し、32名のうち7名が民間アパート1名が近隣町からの通勤という形になっているところです。今ちょっと加配の先生方が定数よりも多くなっているというのが一つ要因になっています。

住宅の内訳としましては、平屋住宅が8棟11戸と2階建ての住宅2棟12戸、合わせて23戸を現在所有して管理、維持管理しているという形になっています。

ほとんどの住宅が築30年を超えて、一部40年を超える住宅もありますけれども、計画的な修繕を行いながら維持管理している状況です。

この度は幌小、幌中の校舎統合を踏まえつつ、一般教職員用の8戸について整備させていただきたいと考えているものです。

建設予定地についてですが、検討段階で町有地を含めて3か所ほど候補地を挙げて検討してまいりましたけれども、建設面積等に十分対応が可能であるということで、宇幌延の民有地に決めさせていただきました。こちらの方、後ろの方に予定地ということで、平面図等を載せさせていただいているところですが、こちらにつきましては、現在教職員住宅2階建ての36号と37号棟の隣接地となっており、幌延小学校に近い場所となります。

建設予定の住宅は、3LDKの1棟4戸を2棟、駐車スペースには、車庫を完備する予定となっております。

令和6年度予算につきましては、教職員住宅整備事業として、実施設計業務委託を1,600万円程度ですね。それから、民有地ですので、土地を分筆しなくてはいけないということで、必要な土地を分筆するための測量調査業務で167万円程度、それから土地を購入するための費用として250万円程度計上させていただいております。

今後の予定としましては、6年度中に実施設計を完了し、令和7年度建築工事を着工、竣工させて、令和8年4月から供用開始としたいと考えているところです。

なお管理職住宅につきましては、学校建設地が決まりまして、その敷地に面したとこ

ろに、管理職用の住宅は、建設できればと考えております。

それまでちょっと、若干、古いところに管理職の方入っていただくことになりまされども、そのようなことで考えているところです。

その後、問寒別の方の住宅の方については、検討していきたいと考えているところです。今回は幌延地区の住宅の整備ということで上げさせていただいております。よろしく願いいたします。

高橋秀之委員長

はい、ありがとうございました。

ちょっと質問をもらう前に、一つ二つ、前回、常任委員会で議員さんから出た意見なんですけど、基本構想の中でどのように扱われてるかを一つ聞きたいのと、前回の常任委員会の中で、次の常任委員会までに、基本構想の案の抜けたものを頂けるって話だったんですけど、今の説明でいけば、パブリックコメントがちょっと延びたんで、もらえないみたいなんですけど、確定するのが3月の7、8かどっちかで、関係機関への配布というのは、3月27か8になってんですけど、議会にも3月の27か8でないと配付されないんですか。その辺を先にちょっと聞きたいんですけど。

伊藤教育次長

できれば、議員さんには、その前に見ていただければと考えているんですけども。

関係機関は、その辺で配布は考えてますが、できれば、議員の皆さんには、その前に見ていただいて、いろいろと御意見を頂ければと考えているところです。

高橋秀之委員長

それと、前に議員さん方の基本構想に対する意見を頂いたと思うんですけど、それをどのように基本構想の中に取り込まれているのか。

要するに、駄目なんでカットしたとかあると思うんですけど、その辺の扱いは、どのようになっているかちょっとお聞きしたいと思います。

伊藤教育次長

はい、御意見につきましては、まず検討しますというところの文言等につきましては、整理させていただきまして、取組みますとか進めていきますというようなことで、直させていただきました。それから、表が違うよっていう御指摘につきましては、表の方を改めさせていただいて、現状のものを差し替えさせていただいております。

それから、建設形態の比較表の所の20億っていう表記が違うんじゃないっていう御意見につきましては、10億っていうことで直させていただいております。指摘していただいたところにつきましては、訂正、それから修正させていただいているところで、あと建設予定地につきましては、小学校の方ということで構想の中では進めさせていただければと考えているところです。

高橋秀之委員長

ただいまの説明に対して、何か質問はありませんか。

植村委員

先ほど、教育長の方から、今回の小中一貫の構想の中に、義務教育化というものも視野に入れていくというような話があったんですけど、これをやるとなると、基本構想自体も変

わってくる可能性があるんじゃないかなと思うんですけど、その辺の影響はどうなんでしょう。

青木教育長

ありがとうございます。

義務教育学校、今までのが、文部科学省で言う併設型っていうやつですね。小学校と中学校、義務教育学校も同じパターンですね。ただ校長先生がお一人で、そして、今まで小学校、中学校それぞれあった組織とか、今度は義務教育学校になったときは、小学校、中学校全体で組織を行うと。例えば、生徒会は、児童生徒会とかになるかもしれないです。そのような形で、組織自体がちょっと変わる。

ただ、内容というか、先ほど言った目的は変わりませんので、施設一体型の中に、義務教育学校と併設型がありますので、そんなに中身は変わらないかなと思いますので、基本構想自体、あんまり変わらないかなと思いますね。

植村委員

当初から私たちも早来の方を見させていただいて、あそこは本当に先進的な取組ですばらしい学園を作り上げてるなってことで感心して見てきたんですけども、そういった影響もあって、どうせやるんなら、義務教育型でやりたいなと思ったんですけども、教育長のさっきの話で、なかなか資格を持った先生を揃えるの大変だというような話で諦めかけたというのが正直なところだと思います。ただ、中頓別がこれからやる学校が義務教育化にしていくんだということで、もう走ってるということを聞くと、残念だなというふうに思ったんですけども、そこらへん、改めて、そっちの方に取組んでいくという話を聞けたので、ぜひ実現していただいたいなというふうに思っております。

青木教育長

どうもありがとうございます。

早来学園もそうですし、宗谷管内も義務教育学校増えております。

ただネックとなるのが免許の関係なんですけども、文部科学省の方でも、道教委の方でも小中一貫で義務教育学校を今進めていると。その中で、やっぱり免許がっていうことであれば、今、文部科学省も道教委も、その免許のところにも米印で当分の間っていう文言が入ってですね、ですから、これがどんどん今進んでいってますので、当分の間という言葉が今取れて、その規定が外れる可能性もあるのかなということで考えておりますので、進めながら、文科あるいは道教委の動きを注視しながら進めていきたいなと思っております。以上です。

齋賀委員

プロポーザルについて、ちょっと、私、全然素人で質問の仕方申し訳ないんですけど、今回はね、学校の基本設計業務委託の公募型プロポーザルやるんですよね。実施設計の方はどうなるんですか。

基本設計の業務委託1社を選定して、その業者が基本設計もやります、そして実施設計もやるということになるんですか。

伊藤教育次長

こちらにつきましては、今、委員がおっしゃられたとおり、今回、選定された業者が、

何もなければというか、まずいこととかがなければ、すばらしいということで、今回、基本設計で認定されれば、その後については、実施設計それから工事の監理については、随意契約というような流れで進んでいく形になります。

だから、この基本構想のこの公募型のプロポーザルの重要性というかですね、ここで、しっかりと業者さんを選ぶっていうのが大事になってくるかなっていうことで、考えております。

#### 齋賀委員

素人であれなんですけど、じゃあ、ここにもう基本設計、それから実施設計、業務委託公募型にすればいいんじゃないですか。業者は基本設計だから、いやそんなことできるんじゃないかなという基本的なことで、数字、図面書いてくる。いや、だけど実際、やってくださいよ。実際やるんだったら、もっと真剣に考えてね、調べていけば、やっぱり、これちょっと、こんだけの材料揃わないし、この資材も値上がりしているんだから、もっと跳ね上がりますよっていうようになってくるんじゃないかと思うのが1点ですね。

それと2点目は、1次審査評価点ってありますけども、先程、なにか各課の課長でとかって言うんですけど、これよく分かんないんですけど、何点満点の評価点を付けるのかな。これは最低でね、平均点、もし、点数悪い人たちの業者の集まりの中で、40点50点の人たちが、業者を選定されるかもしれない。その人たちが2次審査行って、そこで、また、どういう審査をするかという、今度、評価点なんてないから、プレゼンテーション、ヒアリング、話して、業者決まるんですよ。その2次審査でも、成績の悪い業者5社の中から、また、更に、点数も付かない、話合いの中、実績がある、それだけで、そうしましょうかっていうことに、なっていくのかどうか、ちょっと流れを教えてください。

#### 伊藤教育次長

評価要領というのものも、今後、作ってですね、その要領に基づいて、評価をしていくっていう形になります。一応、今予定しているのは、1次では100点満点で、1次は書類選考になりますので、業務実績があるかないかとか、地域への精通度がどうかかっていうその辺をしっかりと審査する形になるので、点数が悪いとかっていうところは、ちょっと、想定はしてないんですけども、優秀なところを選択していければなど。

何社来るかっていうのは、全く見込めないんですけども、そのようなことで、基準をしっかりと持って、変な業者とか実績のない業者等については、入れないような形でしっかりと選んでいければなっていうふうには考えているところです。

それから、今回、基本設計と測量関係ですね、地質の測量と用地測量っていうことの3本で上げるんですけども、学校施設の場合、面積がかなり大きいもんですから、面積によって事業費予算っていうのが、相当な金額になるということで、これ、例えば、実施設計を見込んだ形で、予算を上げるようなことになる、ちょっと、ものすごい金額になるということで、まずは、基本設計の方出して、そこで、かなり、もんで、実施設計の方っていうことで考えているところです。まずは、基本設計で、しっかり、うちのコンセプトを反映させてもらったものを作ってもらって、実施設計に繋げていきたいということで、まずは、基本設計の方でしっかりやっていくようなシステムで今回進めていければなど考えているところです。お願いします。

#### 齋賀委員

はい、分かりました。

基本設計から実施設計に移る時に、いやそれじゃちょっと、うちはコンセプト合わないし、駄目だよねって言って、途中で辞退することも可能な公募型になるということによろしいのが2点と。今、次長言われたように、学校は機械でも電気でもいろんな物が組み合わさって、学校できるんですけども、共同建設会社でもいいんですよ。

機械こっち、電気設備は、この業者、この業者、三つの業者で共同体でやりますよと。共同体でも募集できるんですよ。

だから、そのうちの仮に3社でやりますっていった時に、3社のうち、上に立つ1社が、幌延町の実績があればできるのか。それと、他の2社は、全然、幌延町で仕事もしたことはないし、そういう実績はないんだけども、1社だけありますよっていう共同体はいいんですか。

#### 伊藤教育次長

工事ではないので、設計については、共同体というよりは、例えば、自社でできないことがあれば、その下で設計を頼むってような採択みたいな感じになる、採択かどうか分かんないですけど、ということになるので、設計自体をJVってというのは、ちょっと、想定してないです。よろしくお願いします。

#### 齋賀委員

さっきの基本設計実施設計委託業務というようにしなくていいんですかっていう問いは、どうなんですか。

#### 高橋秀之委員長

基本設計、実施設計、そして、施工ですよ。

#### 伊藤教育次長

まずは、基本設計でってということで、先程、委員もおっしゃいましたけど、もし、そこで、例えば、やっぱりうちに合わないよっていうことになれば、替えるようなことにもなるかと思えますし、先程も言いましたように、予算の方が、かなり膨大になりますので、まず、基本設計で絞り込んでもらって、一遍に実施設計の方までっていうところにはしないで、基本設計で絞り込んでいって、うちの希望に合ったものを実施設計の方に反映することになるので、今、何もない状態で実施設計まで組んでしまうと、予算の組みようがないというかですね、まず、その建設費が決まって、それで実施設計の金額が決まってくるので、まずは基本設計でどれぐらいのものを出してからのじゃないと、実施設計の方の金額がはじけないってようなことになりますので、今回は基本設計を出して、そのあと、随契で実施設計っていう形を採らさせていただければなと思っております。以上です。

#### 植村委員

今の説明だと、基本設計を今回プロポーザルでやる。それは分かりました。

ということで、基本設計ができあがりました。それを基に、新たに実施設計を掛けるんじゃないですか。その業者に、全部、丸投げ。また、お願いするということになっちゃうんですか。

普通、これだけの大きな事業っていうのは、やっぱり、基本設計を基に、実施設計を組んでくださいっていうことで競争入札させるのが。そうでないと単価の交渉も何もできないんじゃないのかなと思うけど。決まっちゃってるような気もすんだけど、そういう考え方が駄目なんじゃないかな。

伊藤教育次長

うちの場合、プロポーザルを選んだということについては、技術提案書の評価が高いものを設計者として選ぶっていうのがまず1点と、それから、公募者の技術提案に基づいて施設の形を決めていくことにより、最良の事業の成果が得られるっていうところでございます。

そのほかにも、価格競争方式とか、いろいろあるんですけども、そうなってくると今度、うちの希望に沿ったようなものが、得られない可能性があるということで、今回プロポーザルで、私たち幌延町にとって最良の成果が得られるような方式を採択した結果、プロポーザルっていうことで選ばせていただいています。

競争性というか、その実施設計の関係で競争がないからっていうようなところは確かにあるんですけども、その辺につきましても、設計の段階で、こちらの方でいろいろとコスト等についても協議しながら、進めていければいいのかなっていうふうに考えているところです。よろしく願いいたします。

高橋秀之委員長

いいですか。

(「はい」の声あり)

暫時休憩します。

(暫時休憩)

休憩を解いて会議を再開します。

質疑は以上とします。

なお、当委員会の基本構想についての協議は、今回で終了となりますが、次年度には基本設計業務が始まりますので、教育委員会には中間報告をお願いすることとし、基本設計について、皆さんと協議していきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

幌延町小中一貫教育基本構想等についての件は以上とします。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

休憩を解いて会議を再開します。

調査事項(8)国保診療所所管 医療技術者職員住宅整備等についての説明をお願いいたします。

古草国保診療所事務長

それでは、まず、医療技術職員住宅整備事業から御説明いたします。

この度の住宅整備事業につきましては、看護師等の医療技術職員の退職に伴い、新たに医療技術職員を確保する必要がありますが、町職員住宅や民間住宅の空きが年々厳しくなっており、人材確保のために必要な住宅を用意することが困難となっていることや常勤の看護師が確保できず、やむを得ず、派遣看護師を採用した場合においては、派遣期間

が短期間の更新となり、民間賃貸住宅を活用することが難しいことなどから、新たに医療技術職員住宅を建設するものであります。

資料2枚目を御覧ください。

建設場所につきましては、1条北1丁目28番地5ほかの町有地で、診療所に近いこざくら団地の隣となります。

木造2階建て1棟4戸で、全室1LDK。延べ床面積は197.08平米となります。部屋の間取りにつきましては、資料3枚目を御参照ください。

次に、建設費用でございますが、資料1枚目にお戻りください。

この度の建設工事につきましては、建築主体工事が9,860万6千円、電気設備工事が847万円、機械設備工事が1,508万1千円、工事費合計1億2,215万7千円に、工事施工監理業務委託料327万8千円を加え、全体で1億2,543万5千円となります。

なお、予算額といたしましては、これに起債事務費が加わることから、1億2,888万5千円とし、財源として過疎債1億2,880万円を充当する見込みであります。

次に、事業スケジュールですが、本年4月下旬に起工決定し、入札の上、5月中旬に仮契約、その後、開会される議会にお諮りして本契約の上、6月上旬頃から着工し、12月下旬に完成、引渡しとなる予定でございます。

以上簡単ではございますが、医療技術職員住宅整備事業についての説明とさせていただきます。

高橋秀之委員長

ただいまの説明について何か質問はありませんか。

齋賀委員

雪の心配とかは、全くない所なんですか。

古草国保診療所事務長

はい、雪につきましては、現在、このこざくら団地の方々が雪を押している場所辺りが駐車場となりますので、うまいことやるしかないというところではあるんですけども、図面の右側の方、雪印側の方といいますか、こちらの方につきましては、完全に民有地になりますので、そちらにっていうことは、ちょっと厳しいのかなと考えております。

個人の土地になりますので、ちょっと厳しいのかなと思っております。

ですので、駐車場については、道路側の診療所の方に押すとかという形しかないのかなと思いますけども。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

無量谷委員

図面とかあるんだけど、上の方は踏切に向かっての方でしょ。

ここ、多分、なんか、勝手にだか知らんけど野菜物作っているとか、そんな感じのどこ見れるんだけど、そのとこさ建つということか。

古草国保診療所事務長

はい、そうですね。今、こざくら団地に入られてる方、ちょっと家庭菜園等を作られて

いるようでございますが、入居者の方には、ここに建つということは、御説明して、畑については、撤去していただくということでした承を得ております。以上です。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、①の医療技術職員住宅整備事業についての件は以上とします。

次に、②のスプリンクラー整備事業についての説明をお願いいたします。

古草国保診療所事務長

それでは、次にスプリンクラー整備事業について御説明いたします。

この度、実施するスプリンクラー整備事業につきましては、平成25年に福岡市で発生した診療所火災により、多くの死傷者が発生したことを受け、消防法施行令の一部改正が平成28年4月1日に施行され、この改正により、4人以上の有床診療所については、令和7年6月30日までにスプリンクラー設備を設置しなければならなくなったことから、令和5年度において設計委託し、令和6年度に施行するものであります。

このスプリンクラー設備ですが、従来のように、貯水槽を設置してポンプにより加圧するタイプのものでは、加圧ポンプ用の非常用発電機等の設備も併せて設置しなければならないことから、コストが膨大に掛かってしまうため、消防法施行令において認可されたパッケージ型自動消火設備というボンベに充てんされた消火薬液を高圧のガスで押し出してスプリンクラーノズルから噴霧するタイプの物とします。また、感知器を設置できない浴室やトイレ、X線室などについては、同様の方式で、ボンベに充てんされた薬液をホースから噴射するパッケージ型消火設備を3基設置するものとします。

資料2枚目を御覧ください。

平面図に大きな丸が書いてありますが、この円の中心に設置しているのが、パッケージ型消火設備、円の半径がホースによる消火が可能な範囲となります。自動消火設備用のユニット3機については、向かって左側のトイレ側廊下に設置することとします。

1枚目にお戻りください。

次に建設費用でございますが、この度の設置工事につきましては、スプリンクラー設置工事8,680万1千円に工事施工監理業務委託料400万4千円を加え、全体で9,080万5千円となります。

なお、予算額といたしましては、これに起債事務費が加わることから、9,330万5千円とし、財源として補助金1,460万5千円過疎債7,860万円を充当する見込みであります。

次に事業スケジュールですが、本年4月下旬に起工決定し、入札の上、5月中旬に仮契約、その後、開会される議会にお諮りして、本契約の上、6月上旬頃から着工し、12月下旬に完成引渡しとなる予定でございます。

以上簡単ではございますが、スプリンクラー整備事業についての説明とさせていただきます。

高橋秀之委員長

はい、ただいまの説明について何か質問はありませんか。

深澤委員

これ、工事期間中の診療には、支障がないのか。

古草国保診療所事務長

当初、貯水槽多く本格的なスプリンクラーになりますと、天井を剥がしたりなんだりということで、休診の日が増える予定でございますが、このパッケージ型になりますと、そんなに天井をいじる必要がございませんので、休診日、木曜日ですとか、金曜日の休診日、それから土日等も使いながら、なるべく、外来の患者さんに影響のないようにしたいとは思っておりますが、若干、天井にスプリンクラーノズル等を付けますので、足場等は設置する予定ではございますので、なるべく休診しないようにやる予定ではございます。

(「よろしく申し上げます。」の声あり)

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、スプリンクラー整備事業についての件は以上といたします。

次に、③診療情報システム整備事業についての説明をお願いいたします。

古草国保診療所事務長

それでは、最後に診療情報システム整備事業について御説明いたします。

この度、導入する診療情報システム整備事業につきましては、現在、当診療所が使用しておりますオーダーリングシステムを拡張し、従来の紙カルテから電子カルテへ移行することで、診療制度や医療の質、患者サービスを向上させることを目指すとともに、国が推進する医療デジタルトランスフォーメーションの一つである標準型電子カルテの導入に対応するものであります。

現在、各医療機関では、独自のシステムを連携しているため、電子カルテ情報の共有がスムーズに行えない状況であります。厚生労働省が情報共有のルールを定め、医療機関同士でスムーズに情報活用が進む仕組みを作る電子カルテの標準化が推進されることで、簡単な操作で情報開示や情報共有が図れることが期待されるところであります。

また、今後普及が進むと見込まれている電子処方箋にも対応したシステムを構築する予定であります。

今回導入するシステムの概要ですが、以前、オーダーリングシステムを構築してから5年以上が経過していることから、サーバーやパソコン、各種プリンター等のハードウェアをリプレースするほか、電子カルテシステム、医療事務システム、心電図ビューワーなどのソフトを新規に導入いたします。

次に、事業費用でございますが、ハードウェアについては1,191万8千円、ソフトウェアにつきましては1,245万円、ネットワーク工事等その他で569万2千円に消費税300万6千円を加え、全体で3,306万6千円となります。

なお、財源として過疎債3,300万円を充当する見込みであります。

次に、事業スケジュールですが、本年4月下旬に執行予定協議、見積り合わせの上、5月中旬に仮契約、その後、開会される議会にお諮りして本契約の上、6月上旬頃から着手し、翌年3月上旬に完了引渡しとなる予定でございます。

以上簡単ではございますが、診療情報システム整備事業についての説明とさせていただきます。

高橋秀之委員長

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明に何か質問はありませんか。

齋賀委員

先程のスプリンクラーもそうなんですけどね、スプリンクラーそれから診療情報システム整備するにあたって、年間どのぐらいの維持費がこれから掛かっていくのか。

また、このバージョンアップしますよね。ソフトウェアとかわったら、バージョンアップが常に付きものだと思うんですけども、バージョンアップはどのぐらい掛かっていくものは、分かる範囲内で教えてほしいと思います。

古草国保診療所事務長

はい、ランニングコストにつきましては、今現在もオーダリングシステム動いていますので、その費用に加えて、月数万円のランニングが増える予定でございます。

更新につきましては、次の更新が5年後になるかと思えますけども、そのタイミングで国の方の制度で標準化の事業とかがあれば、国からの交付金というのも見込める可能性もございますが、今現在、まだ厚労省の方で動いてる最中でございますので、そちらについては、ちょっとまだ未知数という形になるかと思えます。

スプリンクラーにつきましては、当然、メンテナンス等は必要になりますし、薬剤の交換等も10年置きぐらいに、ボンベの交換等は発生しますが、通常の貯水槽を置いて加圧ポンプを置いてというような従来型のスプリンクラーよりは、コストは掛からないということで聞いておりますが、どれぐらいのランニングになるかというのは、まだちょっと試算できておりません。以上です。

高橋秀之委員長

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、診療情報システム整備事業についての件は以上とします。

調査事項については以上となります。

次、3その他ですか。皆さん、何かありませんか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、以上で、第3回まちづくり常任委員会を終了します。

ありがとうございました。

(16時37分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため署名する。

委員 長 高橋 秀之

以上、記録する。

事務局次長 藤田 秀紀